

7 福 祉 保 健 部

社会福祉・地域福祉

1 生活保護

目的 国が生活に困窮するすべての国民に対し、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自ら生活できるよう援助することを目的とする。

受給要件 生活に困窮する者が利用し得る資産、能力その他あらゆるものを最低限度の生活の維持のために活用することを要件とする。

標準3人世帯（夫33歳、妻29歳、子4歳）の最低生活費

平成24年度(2012年度) 22万8,180円(月額) $\left\{ \begin{array}{l} \text{生活扶助額} \quad 17万3,180円 \\ \text{住宅扶助額} \quad 5万5,000円(限度額) \end{array} \right.$

(1) 世帯・人員扶助費

| 年 度 区 分 | 平成22(2010) | | | 平成23(2011) | | |
|------------|--------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|
| | 延べ世帯 (世帯) | 延べ人員 (人) | 金 額 (千円) | 延べ世帯 (世帯) | 延べ人員 (人) | 金 額 (千円) |
| 生活扶助 | 40,531 | 61,751 | 3,436,430 | 42,328 | 63,900 | 3,517,379 |
| 住宅扶助 | 41,079 | 61,604 | 1,541,652 | 42,750 | 63,766 | 1,597,080 |
| 教育扶助 | 4,942 | 7,395 | 74,880 | 5,097 | 7,513 | 76,622 |
| 医療扶助 | 42,688 | 61,145 | 4,291,096 | 44,687 | 63,707 | 4,504,643 |
| 介護扶助 | 7,606 | 7,924 | 144,590 | 8,205 | 8,587 | 156,362 |
| 出産扶助 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 291 |
| 生業扶助 | 1,708 | 1,924 | 40,821 | 1,730 | 1,948 | 42,039 |
| 葬祭扶助 | 116 | 116 | 23,097 | 81 | 81 | 15,405 |
| 施設事務費 | 376 | 11,350 | 52,607 | 519 | 15,472 | 69,238 |
| 合 計 | 139,046 | 213,209 | 9,605,173 | 145,399 | 224,976 | 9,979,059 |

(2) 生活保護対象の推移

| 年 度 区 分 | 人 口 (人) | 被保護世帯数 (世帯) | 被保護者数 (人) | 1人当たり 保護費(円) | 保 護 率 (%) |
|------------|------------|----------------|--------------|-----------------|--------------|
| 平成21(2009) | 353,652 | 3,636 | 5,440 | 1,604,243 | 15.38 |
| 〃 22(2010) | 353,938 | 3,872 | 5,777 | 1,662,657 | 16.32 |
| 〃 23(2011) | 355,833 | 4,023 | 5,968 | 1,672,094 | 16.77 |

- (注) 1 人口は、各年2月末現在の推計人口
 2 保護率とは、人口1,000人に対する被保護者を示す
 3 大阪府下の保護率34.02% 平成24年(2012年)3月現在
 4 全国の保護率16.50% 平成24年(2012年)3月現在

2 緊急援護資金（吹田市緊急援護資金貸付基金条例）

(1) 趣 旨

生活保護法による被保護者に準ずる者のうち、一時的な支出増又は収入の減少により日常生活を維持することが困難となり、かつ、生計資金を調達することができないものに対して貸付けを行う。

(2) 貸付けを受ける要件

- ・独立の生計を営んでいる成人
- ・償還能力を有する
- ・現に同資金の貸付けを受けていない

(3) 貸付条件

限度額 1世帯10万円まで（ただし、入院に要する費用として貸付けを受ける場合は20万円まで）

貸付利率 無利子

償還方法 1か月据置 25か月以内の月賦償還（10万円を超える場合は1か月据置40か月以内の月賦償還）

(4) 貸付状況

平成23年度(2011年度)貸付額 件数 5件、金額 52万円

(5) 基金額

8,000万円 平成24年(2012年)4月1日現在

3 災害見舞金等（吹田市災害見舞金等支給要綱）

(1) 趣 旨

災害による被災者に対して災害見舞金及び災害弔慰金を支給する。

(2) 給付金額

| | | | | | |
|-------|-------|-----|------------------|-----|-----|
| 災害見舞金 | 全焼・全壊 | 1世帯 | 5万円、半焼・半壊 | 1世帯 | 3万円 |
| | 床上浸水 | 1世帯 | 3万円、入院期間90日以上の傷害 | 1人 | 3万円 |
| 災害弔慰金 | 死亡 | 1人 | 5万円 | | |

(3) 給付状況

| 区 分 | 平成22年度(2010年度) | | 平成23年度(2011年度) | |
|--------------|----------------|---------|----------------|---------|
| | 給付件数 | 給付金額(円) | 給付件数 | 給付金額(円) |
| 全 焼 ・ 全 壊 | 4 | 200,000 | 9 | 450,000 |
| 半 焼 ・ 半 壊 | 2 | 60,000 | 0 | 0 |
| 火災による焼死 | 1 | 50,000 | 1 | 50,000 |
| 交通事故死 | 0 | 0 | 1 | 50,000 |
| 入院期間90日以上の傷害 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 床上浸水 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 7 | 310,000 | 11 | 550,000 |

4 災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金（吹田市災害弔慰金の支給等に関する条例）

自然災害による被災者に対して災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けを行う。

| | | | |
|---------------|----------|-----|---------|
| 平成6年度(1994年度) | 災害弔慰金支給 | 3件 | 750万円 |
| | 災害援護資金貸付 | 13件 | 2,080万円 |
| 〃 7年度(1995年度) | 災害援護資金貸付 | 7件 | 1,190万円 |

5 災害救助資金（吹田市災害救助資金貸付基金条例）

(1) 趣 旨

本市住民で災害により著しい被害を受け、その生業の維持及び家屋補修費等の調達が困難な状況にあるものに対して貸付けを行う。

(2) 貸付けを受ける要件

- ・独立の生計を営んでいる成人
- ・償還能力を有する
- ・現に資金の貸付けを受けていない

(3) 貸付条件

限度額 1世帯30万円まで 貸付利率 無利子

償還方法 4か月据置 20か月以内の月賦償還

(4) 貸付状況

平成24年(2012年)3月31日現在貸付累計 件数 440件、金額 1億16万円

(5) 基金額

1億5,000万円 平成24年(2012年)4月1日現在

6 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は福祉事務所、その他の関係行政機関の業務に協力するとともに、地域住民の福祉増進に努め、相談・援助等の自主的活動を行っている。

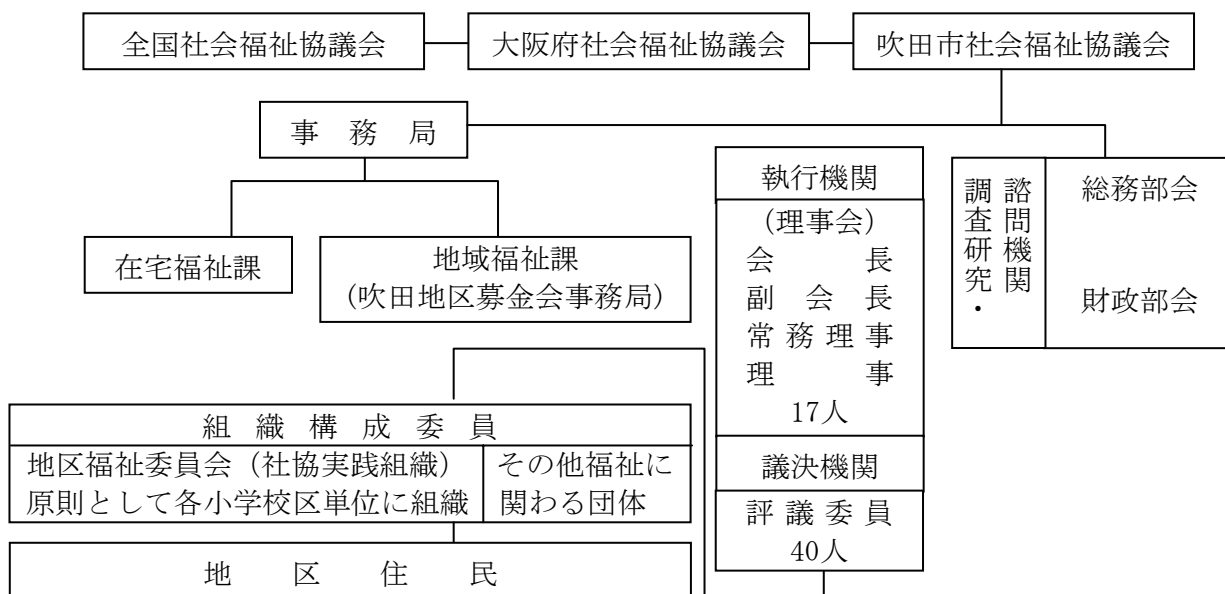
吹田市の民生委員・児童委員総数は、平成24年(2012年)4月1日現在484人で、男女別の内訳は男性172人、女性312人となっており、21の地区委員会を組織し、活動の母体としている。また、平成6年(1994年)1月1日から制度が設けられた主任児童委員については、平成24年(2012年)4月1日現在34人となっている(各小学校区に1名ずつ配属)。

7 吹田市社会福祉協議会

昭和26年(1951年)4月1日設立、昭和45年(1970年)12月10日法人認可。

社会福祉協議会は、「誰もが安心して暮らせる住みよいまちづくり」のため、地域で起こっている様々な福祉問題を地域全体の問題としてとらえ、解決に向け、関係団体や専門機関の協力を得ながら地域福祉を推進する民間の組織である。活動の中心は小学校区単位で組織されている地区福祉委員会で、地域福祉活動の母体となっている。

(1) 組織及び事業



(2) ボランティアセンター 昭和63年(1988年)4月1日開設

ボランティア活動を市民が積極的に進められるように活動資機材等の条件整備及びボランティア活動の調査・研究や啓発・情報の提供を行うほか、ボランティア相談に応じるコーディネーターを配置して、ボランティア活動を求める側と提供する側との橋渡しを行う。

主な活動は、

- ア ボランティアコーディネート イ ボランティア相談事業(毎週月～金)

ウ ボランティア養成等各種講座開催 エ 広報・啓発活動（ボランティア情報すいた発行等）
オ 吹田市ボランティア連絡会支援 カ ボランティア情報ネットワーク
キ ボランティア保険の取扱い ク ボランティア室・資機材の利用、貸出し
などがある。

(3) 地区福祉委員会活動

地区福祉委員会は、自治会、婦人会、高齢クラブ、民生・児童委員、ボランティアが構成メンバーとなり、自分たちが住んでいるまちを自分たちの力で明るく住みよいまちにしようという、地域福祉の実践活動を行っている。吹田市内で33の地区福祉委員会が組織され、それぞれの地区内の援助を必要としている人に対して同じ地区内の住民が行う様々な活動を「小地域ネットワーク活動」と呼び、「ふれあい昼食会」や「いきいきサロン」のような集団援助活動や、「見守り・声かけ訪問」のような個別援助活動がある。

主な活動は、

ア 見守り・声かけ活動 イ いきいきサロン ウ ふれあい昼食会 エ 配食サービス
オ 子育てサロン カ 障がい者（児）交流事業 キ 世代間交流事業
などがある。

(4) 地域支えあいネットワーク推進事業

市内6ブロックに13名のコミュニティ・ソーシャルワーカー（CSW）を配置している。CSWは、地区福祉委員会活動の支援を行うとともに、地域でのいろいろな困り事を専門機関や福祉施設、福祉団体などと連携しながら解決に努める。

(5) 居宅介護支援事業

介護サービス計画の作成などを行う居宅介護支援事業を、さんくす分室（吹田市朝日町3-601）において実施している。

(6) 通所介護事業

平成18年度（2006年度）から市の指定管理者として2か所の通所介護事業を実施している。
内本町デイサービスセンター（吹田市内本町2-2-12）
亥の子谷デイサービスセンター（吹田市山田西1-26-20）

(7) 日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が十分でない人たちが、地域で安心した生活を送れるよう、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、日常的な金銭管理などを行い、生活を支援する。

平成12年（2000年）7月21日から事業を実施している。

(8) 吹田市社会福祉協議会施設連絡会事務局の運営

施設連絡会は、吹田市社会福祉協議会の組織構成会員に加入している社会福祉法人等の民間施設が集まり、地区福祉委員会等と連携し、地域福祉の向上を図っている。吹田市社会福祉協議会はその事務局を運営している。

被爆者二世

原爆被爆者二世支援事業

平成13年度(2001年度)から原子爆弾被爆者二世に対し、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則第51条に定める障がいを伴う疾病と同様の疾病についての医療費（自己負担額）を助成している。

| 年 度 | 平成21年度 (2009年度) | 平成22年度 (2010年度) | 平成23年度 (2011年度) |
|--------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 登録証明書交付件数(件) | 25 (延べ276) | 34 (延べ308) | 17 (延べ325) |
| 医療費助成延べ件数(件) | 228 | 274 | 314 |
| 医療費助成金額(円) | 3,225,698 | 4,091,842 | 5,230,851 |

総合福祉会館

老人福祉センター、障害者福祉センター、母子福祉センターの三つの機能を備えた総合的な福祉活動の拠点施設である。建物は各種の保健事業を実施する保健センター等との複合施設である。

(昭和62年(1987年)4月1日開館)

施設概要

| | |
|-------|---------------------|
| 位 置 | 出口町19番2号 |
| 構造・規模 | 鉄筋コンクリート造地下1階地上5階建 |
| 敷地面積 | 5,517㎡ 延べ床面積 6,829㎡ |

- 総合福祉会館 1階・2階・5階の一部
- 延べ床面積 3,452㎡
- 施設内容 社会適応訓練室、日常生活訓練室、作業室、特別浴室、介助浴室、ボランティア室、団体共用室、バンビ親子教室、技能習得室、会議室、教養娯楽室、大広間、相談室、事務室など。

総合福祉会館は、母子家庭、高齢者、障がい者からの悩みにこたえる相談室や、研修・訓練等ができる社会適応訓練室や技能習得室を設置するなど、きめ細かな福祉サービスの提供と関係福祉団体やボランティアなどの地域福祉活動の拠点となっている。

総合福祉会館の事業概要

1 高齢者福祉事業

平成18年(2006年)4月の介護保険法の改正より、地域包括支援センターとして、介護予防事業(介護予防普及啓発事業・通所型介護予防事業等)・包括的支援事業(介護予防マネジメント・総合相談支援・権利擁護・ケアマネージャー支援等)を実施し、また、指定介護予防支援事業所として、要支援者のケアマネジメントを行っている。

なお、平成24年度(2012年度)からは、総合福祉会館内に2地域(片山・岸部地域、千里山・佐井寺地域)を整備している。

2 障がい者福祉事業

(1) 生活介護事業

平成19年(2007年)4月から障害者自立支援法に基づき、事業を実施している。

対 象 市内に居住する在宅の障がい者

事業内容 (通所は1人につき週1～2回)

ア 機能訓練・創作的活動 イ 健康管理 ウ 福祉・生活などの相談

エ 給食サービス オ 送迎サービス カ 入浴サービス

(2) 在宅障がい者福祉増進事業

対 象 市内に居住する在宅の障がい者

事業内容

ア 日常生活動作訓練 イ 社会適応訓練 ウ 創作・軽作業

| 教 室 名 | 実 施 曜 日 | 実 施 時 間 |
|----------------|---------|------------|
| 陶 芸 教 室 | 毎週 水曜 | 午前10時～正午 |
| 陶 芸 教 室 | 毎週 水曜 | 午後1時～3時 |
| 料 理 教 室 | 年 4回 | 午前10時～正午 |
| 社 交 ダ ン ス 教 室 | 年 5回 | 午後2時～4時 |
| 民 謡 教 室 | 年 3回 | 午前10時～午後4時 |
| ダンベル・ストレッチ体操教室 | 第1・3金曜 | 午前10時～正午 |
| 七 宝 焼 教 室 | 第1・3金曜 | 午後1時～3時 |

(3) その他講習会など

| 講習会等名称 | 実施曜日 | 実施時間 | 備考 |
|-----------|------------------------|---------------------|--------|
| 手話講習会(初級) | 4～9月の毎週月曜 水曜 | 午前10時～正午 午後7時～9時 | 障がい福祉室 |
| 手話講習会(中級) | 10～3月の毎週月曜 水曜 | 午前10時～正午 午後7時～9時 | |
| 手話講習会(上級) | 5～10月の毎週水曜 金曜 | 午前10時～正午 午後7時～9時 | |
| 点訳講習会 | 4～8月・12～3月の 第2・第4木曜 | 午後1時～3時 | |
| 点訳講習会 | 9～11月の毎週木曜 | 午後1時30分～3時30分 | |
| 要約筆記者養成講座 | 6～10月の毎週木曜 | 午後1時30分～4時30分 | |

3 福祉活動の場の提供

高齢者・障がい者・母子家庭及び寡婦の各関係福祉団体やボランティア団体・社会福祉協議会等に福祉活動の場を提供する。

－会議室の利用状況－

| 室名 | 平成 21 (2009) | | 平成 22 (2010) | | 平成 23 (2011) | |
|---------|--------------|--------|--------------|--------|--------------|--------|
| | 件数 | 利用人数 | 件数 | 利用人数 | 件数 | 利用人数 |
| 第一会議室 | 470 | 7,452 | 519 | 7,819 | 509 | 8,034 |
| 第二会議室 | 439 | 3,905 | 504 | 3,972 | 491 | 4,227 |
| 和室(2F) | 340 | 5,156 | 405 | 5,943 | 387 | 5,726 |
| 大広間(5F) | 549 | 19,927 | 610 | 21,755 | 594 | 22,479 |
| 技能習得室 | 549 | 10,647 | 581 | 11,044 | 588 | 11,184 |
| 日常生活訓練室 | 228 | 2,830 | 236 | 3,118 | 247 | 3,145 |
| 社会適応訓練室 | 579 | 21,489 | 619 | 23,015 | 588 | 21,811 |
| 作業室 | 475 | 7,008 | 496 | 7,686 | 487 | 7,442 |
| 屋上広場 | 44 | 3,520 | 52 | 4,025 | 45 | 3,480 |
| 合計 | 3,673 | 81,934 | 4,022 | 88,377 | 3,936 | 87,528 |

障がい者(児)福祉

1 障がい福祉施策の対象者

(1) 身体障がい者手帳交付状況

平成24年(2012年)3月31日現在(単位:人)

| 障がいの内容 | | 等級 | | | | | | 小計 | 合計 |
|----------|----|-------|-------|-------|-------|-----|-----|--------|--------|
| | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | | |
| 視覚障がい | 児童 | 5 | 0 | 0 | 2 | 3 | 2 | 12 | 901 |
| | 成人 | 281 | 288 | 77 | 60 | 109 | 74 | 889 | |
| 聴覚・平衡障がい | 児童 | 1 | 33 | 9 | 3 | 0 | 10 | 56 | 921 |
| | 成人 | 68 | 219 | 89 | 198 | 9 | 282 | 865 | |
| 肢体不自由 | 児童 | 78 | 54 | 22 | 13 | 9 | 4 | 180 | 7,838 |
| | 成人 | 1,319 | 1,529 | 1,633 | 2,438 | 531 | 208 | 7,658 | |
| 音声・言語障がい | 児童 | 0 | 0 | 1 | 4 | 0 | 0 | 5 | 179 |
| | 成人 | 7 | 7 | 93 | 67 | 0 | 0 | 174 | |
| 内部障がい | 児童 | 41 | 1 | 21 | 13 | 0 | 0 | 76 | 3,508 |
| | 成人 | 2,033 | 50 | 448 | 901 | 0 | 0 | 3,432 | |
| 小計 | 児童 | 125 | 88 | 53 | 35 | 12 | 16 | 329 | 13,347 |
| | 成人 | 3,708 | 2,093 | 2,340 | 3,664 | 649 | 564 | 13,018 | |
| 合計 | | 3,838 | 2,181 | 2,393 | 3,699 | 661 | 580 | 13,347 | |

(2) 療育手帳交付状況

平成24年(2012年)3月31日現在(単位:人)

| 区分 | 障がい程度 | | | 計 |
|----|-------|--------|--------|-------|
| | 重度(A) | 中度(B1) | 軽度(B2) | |
| 児童 | 328 | 134 | 338 | 800 |
| 成人 | 855 | 370 | 344 | 1,569 |
| 計 | 1,183 | 504 | 682 | 2,369 |

(3) 精神障がい者保健福祉手帳交付状況

平成24年(2012年)3月31日現在(単位:人)

| 障がい等級 | 1 | 2 | 3 | 計 |
|-------|-----|-------|-----|-------|
| 交付者 | 312 | 1,093 | 318 | 1,723 |

2 自立支援医療費(更生医療)給付事業

身体障がい者手帳の所持者が障がい程度を軽くし、また、残された機能回復のために治療を受けた場合、医療費の一部を支給する。平成23年度(2011年度)

| 給付決定者数(人) | 延べ件数(件) | 医療費(円) |
|-----------|---------|-------------|
| 353 | 2,225 | 238,101,464 |

3 障がい者医療費助成事業

(1) 障がい者医療費助成の状況

平成23年度(2011年度)

| 延べ対象 者数(人) | 延べ受診 件 数 | 医療費総額 (円) | 助 成 額 (円) | 月 平 均 | | |
|---------------|-------------|---------------|--------------|-------------------------|-----------------------|-----------------------|
| | | | | 一 人 当 たり 受 診 回 数 (回) | 一 件 当 たり 医 療 費 (円) | 一 件 当 たり 助 成 額 (円) |
| 28,954 | 62,287 | 3,340,649,259 | 396,421,830 | 2.1 | 53,634 | 6,365 |

(2) 入院時食事療養費助成事業

重度障がい者等の入院給食費（入院時食事療養費標準負担額）を補助する。

平成23年度(2011年度) 4,168件 5,201万5,584円

4 身体障がい者・知的障がい者福祉年金

平成23年度(2011年度)

| 年 齢 \ 区 分 | 障 が い 程 度 | 年 金 額 (円) | 延 べ 支 給 人 員 | 支 給 額 (円) |
|-----------|-----------|-----------|-------------|-------------|
| 20 歳 以 上 | 身 障 1・2 級 | 32,400 | 9,594 | 156,912,100 |
| | 〃 3・4 級 | 25,200 | 9,954 | 125,074,200 |
| | 知 的 重 度 | 32,400 | 1,121 | 19,510,250 |
| | 〃 中 度 | 25,200 | 570 | 7,297,800 |
| 20 歳 未 満 | 身 障 1・2 級 | 44,400 | 372 | 10,286,500 |
| | 〃 3・4 級 | 32,400 | 128 | 2,244,650 |
| | 〃 5・6 級 | 25,200 | 46 | 588,000 |
| | 知 的 重 度 | 44,400 | 462 | 10,997,500 |
| | 〃 中 度 | 32,400 | 286 | 4,631,100 |
| | 〃 軽 度 | 25,200 | 572 | 7,191,000 |
| 計 | | | 23,105 | 344,733,100 |

5 特定疾患給付金

- (1) 金 額 一人当たり 市福祉年金受給者 1万6,200円 (年額)
 // 市福祉年金非受給者 3万2,400円 (年額)

(2) 対象疾患と受給者数 (単位: 人)

| 対 象 疾 患 | 受給者数 | | 対 象 疾 患 | 受給者数 | |
|--------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------|-----------------------|-----------------------|
| | 平 成 22年度 (2010) | 平 成 23年度 (2011) | | 平 成 22年度 (2010) | 平 成 23年度 (2011) |
| ベーチェット病 | 47 | 45 | 膿疱性乾癬 | 2 | 3 |
| 多発性硬化症 | 33 | 36 | 広範脊柱管狭窄症 | 4 | 6 |
| 重症筋無力症 | 44 | 48 | 原発性胆汁性肝硬変 | 42 | 43 |
| 全身性エリテマトーデス | 143 | 149 | 重症急性膵炎 | 1 | 1 |
| ス モ ン | 10 | 10 | 特発性大腿骨頭壊死症 | 43 | 43 |
| 再生不良性貧血 | 28 | 26 | 混合性結合組織病 | 25 | 24 |
| サルコイドーシス | 67 | 68 | 肺動脈性免疫不全症候群 | 3 | 3 |
| 筋萎縮性側索硬化症 | 27 | 23 | 特発性間質性肺炎 | 9 | 8 |
| 強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎 | 94 | 93 | 網膜色素変性症 | 104 | 111 |
| 特発性血小板減少性紫斑病 | 70 | 71 | 肺動脈性肺高血圧症 | 4 | 4 |
| 結節性動脈周囲炎 | 19 | 22 | 神経線維腫症 | 15 | 17 |
| 潰瘍性大腸炎 | 286 | 340 | バッド・キアリ症候群 | 1 | 1 |
| 大動脈炎症候群 | 26 | 27 | 慢性血栓塞栓性(肺高血圧症) | 6 | 6 |
| ビュルガー病 | 20 | 20 | ライツェーム病 (ファブリー病含む) | 6 | 7 |
| 天 疱 瘡 | 8 | 9 | プリオン病 | 0 | 0 |
| 背髄小脳変性症 | 54 | 58 | 亜急性硬化性全脳炎 | 0 | 0 |
| クローン病 | 72 | 74 | 副腎白質ジストロフィー | 0 | 0 |
| 難治性肝炎のうち劇症肝炎 | 0 | 0 | 家族性高コレステロール血症(ホモ接合体) | 3 | 3 |
| 悪性関節リウマチ | 9 | 8 | 脊椎性筋萎縮症 | 2 | 2 |
| パーキンソン病関連疾患 | 231 | 255 | 球脊椎性筋萎縮症 | 1 | 1 |
| アミロイドーシス | 2 | 2 | 慢性炎症性脱髄性多発神経炎 | 3 | 4 |
| 後縦靭帯骨化症 | 67 | 70 | 肥大型心筋症 | 5 | 6 |
| ハンチントン病 | 2 | 2 | 拘束型心筋症 | 1 | 1 |
| モヤモヤ病 | 25 | 29 | ミトコンドリア病 | 1 | 1 |
| ウェゲナー肉芽腫症 | 6 | 7 | リンパ脈管筋腫症 (LAM) | 1 | 1 |
| 特発性拡張型(うっ血性)心筋症 | 63 | 71 | 重症多形滲出性紅斑(急性期) | 0 | 0 |
| 多系統萎縮症 | 21 | 21 | 黄色靭帯骨化症 | 1 | 1 |
| 表皮水泡症(接合部型及び栄養障害型) | 0 | 2 | 間脳下垂体機能障害 | 21 | 27 |
| | | | 計 | 1,778 | 1,910 |

6 手当・給付金等

| 区分 | 対象者 | 平成24年度 (2012年度) 支給金額 | 対象者数 | 支給額 | 創設年度 |
|-------------------|--|--|--|-------------------------------------|----------------|
| 特別児童 扶養手当 | 中程度以上の障がいをもつ20歳未満の児童を監護する父又は母、あるいは養育者で所得限度額以下の者 | 月額 重度障がい児 50,400円 中度障がい児 33,570円 | 重度障がい児 383人 中度障がい児 285人 (平成24(2012)3.31 現在) | (府で支給) | 昭和39 (1964) |
| 障がい児 福祉手当 | 20歳未満の身障手帳1級又は2級の一部、療育手帳Aの一部又は判定書の最重度の者、又は身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする症状により上記と同程度以上の者で所得限度額以下の者 | 月額 14,280円 | 204人 (平成24(2012)3.31 現在) | 33,464,870円 (平成23年度) (2011年度) | 昭和61 (1986) |
| 特別障がい 者手当 | 20歳以上で身体障がい、知的障がい又は精神障がいなど心身に著しく重度の障がいがあり日常生活において常時特別の介護を必要とする者で所得限度額以下の者 | 月額 26,260円 | 230人 (平成24(2012)3.31 現在) | 74,061,900円 (平成23年度) (2011年度) | 昭和61 (1986) |
| 重度障がい者(児) 介護手当 | 重度の重複障がいをもつ障がい者(児)を介護する者 | 月額 10,000円 | 155人 (平成24(2012)3.31 現在) | (府で支給) | 昭和49 (1974) |

7 在日外国人重度障がい者給付金

昭和57年(1982年)1月1日以前に20歳に達していた重度障がい者の外国人で障がい基礎年金等の受給資格のない者に支給する。

平成23年度(2011年度) 1件 18万円(月額2万円)

8 福祉事業に係る診断料助成

心身障がい者(児)の施設入所、短期入所、特別障がい者手当等給付金、補装具等の申請に必要な健康診断書(又は意見書)作成に要する文書料を低所得世帯を対象に助成する。

平成23年度(2011年度) 32件 24万8,484円

9 ガイドヘルパーの派遣（移動支援）

平成23年度(2011年度)

| 利 用 実 人 数 (人) | 利 用 回 数 (回) | 活 動 時 間 (時間) |
|---------------|-------------|--------------|
| 994 | 63,353 | 195,122 |

10 ホームヘルパーの派遣（居宅介護等給付費の支給）

障がい者自立支援法における障がい者（児）や、難病患者のいる家庭にホームヘルパーを派遣して必要な家事・身のまわりの世話等を行う。

平成23年度(2011年度)

| | 実派遣人数もしくは世帯数 | 延べ派遣日数（日） | 延べ派遣時間（時間） |
|---------|--------------|-----------|------------|
| 障 が い 者 | 899人 | 90,315 | 194,570 |
| 難 病 患 者 | 3世帯 | 231 | 314 |

11 補装具・日常生活用具の交付等

(1) 補装具・日常生活用具交付事業

身体障がい者の身体上の障がいを補うため補装具費の支給を、また日常生活の便宜を図るために日常生活用具を交付する。

平成23年度(2011年度)

| 補 装 具 | | | 日 常 生 活 用 具 | | |
|-------|--------|------------|-------------|--------|------------|
| 区 分 | 件 数(件) | 金 額 (円) | 区 分 | 件 数(件) | 金 額 (円) |
| 成人交付 | 369 | 39,629,292 | 成人支給 | 6,197 | 68,802,590 |
| 成人修理 | 426 | 18,639,922 | 児童支給 | 913 | 10,767,418 |
| 児童交付 | 247 | 35,869,344 | | | |
| 児童修理 | 147 | 3,596,189 | | | |
| 計 | 1,189 | 97,734,747 | 計 | 7,110 | 79,570,008 |

(2) 身体障がい者自動車改造助成

低所得世帯に属する身体障がい者が就労等のため自動車の操向装置及び駆動装置等の一部を改造する必要があるものに対し、その費用について10万円を限度に補助する。

平成23年度(2011年度) 5件 44万8,000円

(3) 身体障がい者自動車運転技能習得助成

身体障がい者が就労のため普通自動車運転免許を取得した際に要した費用について4万5,000円を限度に補助する。

平成23年度(2011年度) 2件 9万円

- (4) 重度心身障がい者（児）介護人自動車運転技能習得助成
心身障がい者（児）の社会生活の向上を図るため、その介護者が普通自動車運転免許を取得した際に要した費用について 4万5,000円を限度に補助する。

平成23年度(2011年度) 3件 13万5,000円

- (5) 福祉電話の貸与（市単独）

電話を所有しない低所得の重度身体障がい者のコミュニケーション及び緊急連絡手段の確保等を図るため、架設料及び基本料を市で負担し、電話を貸与する。

平成23年度(2011年度) 14件 35万4,046円

- (6) 重度障がい者福祉タクシー料金助成事業（市単独）

在宅の1・2級身体障がい者（児）のうち視覚・肢体（上肢のみは除く）・内部の障がい者（児）と在宅の重度知的障がい者（児）に対して、吹田市と契約しているタクシー会社のタクシー利用料金の中型車までの初乗運賃分の利用券（1か月4枚）を交付する。

平成23年度(2011年度) 利用枚数 7万9,523枚 5,176万7,540円

12 配食サービス事業

食事づくりが困難な在宅の重度の障がい者に対し、配食サービスを提供することにより、在宅生活の支援を行う。

平成23年度(2011年度) 1,750食 82万800円

13 住宅改造に対する助成

重度障がい者等の日常生活の利便を図るため、住宅を改造する費用について、50万円を限度に補助する。

平成23年度(2011年度) 13件 628万2,389円

14 施設等支援事業、日中活動重度障がい者支援

- (1) 障がい者福祉施設支援費

平成23年度(2011年度)

| 対 象 人 員 (人) | 利 用 延 べ 日 数 (日) | 支 出 額 (円) |
|-------------|-----------------|---------------|
| 1,494 | 283,474 | 2,393,873,874 |

(2) 日中活動重度障がい者支援

通所型障がい福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労継続支援B型）を実施している施設に対し、重度障がい者の処遇の向上と運営の円滑化を図るため、補助金を交付する。

平成23年度(2011年度)

| 対 象 人 員 (人) | 利 用 延 べ 日 数 (日) | 支 出 額 (円) |
|-------------|-----------------|-------------|
| 450 | 85,454 | 199,260,102 |

15 短期入所施設に対する助成

短期入所事業の推進を図るため、実施施設の運営費補助を行う。

平成23年度(2011年度) 常照園 1,750万円

16 障がい者グループホーム運営助成事業

障がい者の地域社会での自立生活を支援するため、グループホームに対し補助する。

平成23年度(2011年度) 45か所 2,892万9,000円

17 ボランティア活動助成

手話通訳奉仕及び障がい児サマースクールを行うボランティア団体に対し、ボランティア活動の振興を図るため活動費の補助を行う。

平成23年度(2011年度)は手話通訳奉仕15万1,200円、障がい児サマースクール2万1,000円の補助金を交付した。

18 聴覚障がい者団体代表者ファクシミリ設置事業

聴覚障がい者団体及びボランティア団体の代表者にファクシミリを設置及び貸与することにより、市と聴覚障がい者等団体との意思疎通を図り、情報の収集、緊急時の相互連絡等を円滑に行い、団体活動の育成を図る。

平成23年度(2011年度) 3台 10万3,988円

19 点訳講習会、手話講習会、要約筆記者養成講座

手話や点訳講習会及び要約筆記者養成講座を開き、ボランティアの養成を図るとともに、聴覚・視覚障がい者に対する理解を深める。

平成23年度(2011年度) 点訳講習会 34回 27万4,600円、手話講習会 140回 97万5,300円
要約筆記者養成講座 18回（基礎11回、応用7回） 32万1,000円

20 精神障がい者グループワーク事業

精神障がい者の閉じこもりを防止し、生活圏や生活経験の拡大を図り、社会参加意欲を向上させるとともに対人関係の回復につなげる。

平成23年度(2011年度) 実施回数 45回 参加延べ人数 556人

21 障がい者等相談支援事業

障がい者、障がい児の保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう支援する。

平成23年度(2011年度) 障がい者地域生活支援センター 5か所 4,715万4,960円

22 地域活動支援センター機能強化事業

障がい者等への創作的活動または生産活動の機会を提供し、社会との交流促進等便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、障がい者等の社会参加と自立の促進を目指す。

平成23年度(2011年度) 3か所 2,273万4,312円

23 福祉のまちづくりのための都市施設整備要綱

- (1) 目的 不特定多数の市民が利用する公共及び民間の建築物、道路、公園等の都市施設について、身体障がい者、高齢者、病弱者、身体に何らかのハンディキャップがある人が安全かつ容易に利用できる構造及び設備とするため必要な基準を定め、建築主及び関係者の協力を得てこれを達成し、障がい者等の社会参加を促進する。
- (2) 施行年月日 昭和57年(1982年)5月1日
- (3) 最近改正 平成19年(2007年)8月2日

障害者支援交流センター（愛称：あいほうぷ吹田）

施設の概要

位 置 千里万博公園12番27号

目 的 身体障がい者及び知的障がい者の自立と社会参加を支援し、あわせて市民相互の交流を図る。

敷地面積 4,992.20㎡ 建築面積 2,627.18㎡ 延床面積 5,829.85㎡

構造・規模 鉄筋コンクリート造、地上3階地下1階建

主な施設

- ・生活介護施設（平成23年度(2011年度)利用者 延べ 1万2,429人）
作業室、社会適応訓練室、日常生活訓練室、食堂、相談室、介助浴室、特殊浴室
- ・障がい者短期入所施設（平成23年度(2011年度)利用者 延べ 3,050人）
短期入所室、宿直室、居間兼食堂
- ・共用施設（平成23年度(2011年度)施設開放事業利用者 延べ9,224人）
研修室兼多目的ホール、団体ボランティア室、会議室、屋内プール、作業室、日常生活訓練室、食堂、介助浴室

開設年月日 平成13年(2001年)5月1日

高齢者福祉

1 高齢者福祉施策の対象者

60歳以上人口分布

(各年国勢調査)

| 年月日 年齢階層 | 平成12(2000) 10.1 | 平成17(2005) 10.1 | 平成22(2010) 10.1 |
|-------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 60～64歳 | 20,407人 | 22,866人 | 26,646人 |
| 65～69 | 16,800 | 19,293 | 21,561 |
| 70～74 | 11,991 | 15,585 | 18,055 |
| 75～79 | 7,541 | 10,675 | 14,043 |
| 80～84 | 4,530 | 6,365 | 8,918 |
| 85～89 | 2,734 | 3,226 | 4,613 |
| 90～94 | 1,044 | 1,515 | 1,932 |
| 95～99 | 216 | 420 | 601 |
| 100～ | 29 | 52 | 100 |
| 65歳以上人口 | 44,885 | 57,131 | 69,823 |
| 65歳以上人口比率 | 12.9% | 16.1% | 19.6% |

2 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

高齢化のピークを迎える時期を見据え、超高齢社会の諸問題に対応するため、平成26年度(2014年度)を目標年数とする「第5期吹田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を平成24年(2012年)3月に策定した。本計画では、「吹田市民のくらしと健康を支える福祉基本条例」を理念とし、「第4期吹田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に引き続き「健やかに安心・安全に暮らせるまちづくり」を本市の将来像としながら、4つの基本目標と本計画期間中に重点的に取り組む5つの項目を設定し、地域包括ケアを推進する。

(1) 基本目標

ア いきいき暮らす

高齢者が生きがいを持ち、積極的に自らの経験と知識を活かし、役割を果たして暮らしていけるまちづくりをめざす。

イ 元気に暮らす

高齢者が健やかで、はつらつと生きるために、積極的な健康づくりに取り組み、心身の状態の維持改善を目的とした介護予防を推進する。

ウ 安心して暮らす

高齢者が介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域や家庭で安心して生活が送れるように、保健・福祉及び介護サービスの充実に努める。

エ 支えあって暮らす

高齢者が、尊厳を持ちながら住み慣れた地域で安心安全に暮らし続けられるように、相談体制を充実し、地域全体で支えあう体制づくりや、まちづくりを推進する。

(2) 重点項目

ア 介護予防の推進

イ 認知症高齢者支援の推進

ウ 介護保険サービスの充実

エ 多様な生活支援サービスの推進

オ 安心して住み続けられる住環境の充実

3 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、平成17年(2005年)の介護保険法の改正で平成18年(2006年)4月から、地域で暮らす高齢者を、介護、福祉、健康、医療等さまざまな面から総合的に支えるために設けられた。

地域包括支援センターには、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等が配置され「地域支援事業」のうちの「包括的支援事業」を地域において一体的に実施している。また、介護保険における予防給付の対象となる要支援者に対する介護予防サービス計画等を行う指定介護予防支援の業務も地域包括支援センターの行う業務として実施している。

平成24年度(2012年)10月1日現在

| 名 称 | 所 在 地 |
|--|---------------|
| 吹田市高齢支援課 (南吹田地域包括支援センター) | 泉町1丁目3番40号 |
| 吹田市立総合福祉会館 (片山地域包括支援センター) (千里山東・佐井寺地域包括支援センター) | 出口町19番2号 |
| 吹田市千里ニュータウン地域保健福祉センター (南千里地域包括支援センター) | 津雲台1丁目2番1号 |
| 吹田市立内本町地域保健福祉センター (吹一・吹六地域包括支援センター) | 内本町2丁目2番12号 |
| 吹田市立亥の子谷地域保健福祉センター (山田地域包括支援センター) | 山田西1丁目26番20号 |
| 吹田市古江台・青山台地域包括支援センター | 古江台3丁目9番3号 |
| 吹田市津雲台・藤白台地域包括支援センター | 津雲台4丁目7番2号 |
| 吹田市千里丘地域包括支援センター | 長野東12番32号 |
| 吹田市千里山西地域包括支援センター | 千里山西1丁目41番15号 |
| 吹田市岸部地域包括支援センター | 岸部北1丁目24番2号 |
| 吹田市吹三・東地域包括支援センター | 幸町22番5号 |
| 吹田市豊津・江坂地域包括支援センター | 江坂町4丁目20番1号 |

4 在宅福祉サービス事業

(1) 高齢者日常生活用具給付等事業

事業開始年度 昭和51年度(1976年度)

給付4品目、貸与1品目。品目ごとに利用要件が異なる。世帯状況等により自己負担が必要。

対象用具 緊急通報装置(給付)、電磁調理器(給付)、自動消火器(給付)、

火災警報器(給付)、高齢者用電話(貸与)

平成23年度(2011年度)利用状況

| 対 象 用 具 | 件 数 |
|-------------|-----|
| 緊 急 通 報 装 置 | 232 |
| 電 磁 調 理 器 | 51 |
| 自 動 消 火 器 | 1 |
| 火 災 警 報 器 | 7 |
| 高 齢 者 用 電 話 | 13 |

(2) 緊急通報システム事業

事業開始年度 平成3年度(1991年度)

おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者、寝たきりの高齢者の属する高齢者世帯を対象とし、緊急時に電話回線を通じ委託業者と対象者宅を結ぶもので、ペンダント型送信機のボタンや装置に組み込まれた非常ボタンを押すと委託業者の緊急通報受信センターに自動的に連絡される。

なお、平成6年(1994年)4月からは、高齢者と同居している者が就労又は就学等により外出するため、昼間高齢者のみとなる世帯も対象とした。

(3) 高齢者寝具乾燥消毒サービス事業

事業開始年度 昭和51年度(1976年度)

寝たきり等の理由により、寝具乾燥を行うことが困難な低所得のおおむね65歳以上の高齢者を対象に、年4回実施してきたが、平成4年(1992年)4月から年6回、また、同年12月から月1回に回数増を図った。さらに平成5年(1993年)4月から年2回の水洗いを実施し、同時に所得制限を撤廃して一部有料制とした。(水洗いについては平成22年(2010年)4月から廃止)

平成23年度(2011年度)延べ実施件数 4,593件

(4) 診断料助成事業

事業開始年度 昭和60年度(1985年度)

本市に居住する人を対象(生活保護受給者を除く)に介護老人福祉施設等の入所時等に係る診断料の一部助成を実施。

平成23年度(2011年度)延べ助成件数 941件 1,277万1,116円

(5) 配食サービス事業

事業開始年度 平成9年度(1997年度)

在宅で食事づくりが困難な、おおむね65歳以上の高齢者に週1~7回食事を届ける。対象はひとり暮らしや高齢者のみの世帯等。栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、訪問によって安否の確認を行う。自己負担は1食450円。

平成23年度(2011年度)総配食数 144,656食

(6) 街かどデイハウス事業

事業開始年度 平成11年度(1999年度)

街かどデイハウス事業(小規模で家庭的な雰囲気施設の施設において、健康体操、健康チェック、給食、介護予防活動、レクリエーションなどのサービスを提供する通所サービス事業)を実施する民間非営利団体等を対象に、補助金を交付する。

平成23年度(2011年度)補助対象団体 10か所

延べ利用者数 19,156人

(7) 徘徊高齢者家族支援サービス事業

事業開始年度 平成13年度(2001年度)

徘徊の見られる認知症の高齢者を介護している家族が対象。位置検索システムの専用端末機を貸し出し、徘徊高齢者に携帯させることにより、行方が分からなくなったときに位置検索システムにより徘徊高齢者の位置を特定し、それを家族に連絡することによって、高齢者の安全の確保を図り、家族が安心して生活できるようにする。世帯状況等により自己負担が必要。検
索料は全額自己負担。

平成23年度(2011年度)実利用者数 27人

(8) 高齢者訪問理美容サービス事業

事業開始年度 平成15年度(2003年度)

加齢による心身の機能低下等により、自力又は介助によって理髪店又は、美容室に出向くことが困難な在宅で生活するおおむね65歳以上の高齢者が対象。介護保険の要介護4又は要介護5に該当していることが必要。理・美容師が直接自宅を訪問して理髪又は美容を実施する。理髪料、美容料は全額自己負担。

平成23年度(2011年度)延べ利用件数 22件

(9) 高齢者家具等転倒防止器具設置助成事業

事業開始年度 平成19年度(2007年度)

転倒防止器具を自力で取り付けできない65歳以上の高齢者世帯に対し、転倒防止器具の設置費用を助成する。市町村民税非課税世帯又は生活保護世帯であって、介護保険で要支援・要介護と認定された65歳以上の高齢者のみで構成される世帯が対象。

平成23年度(2011年度)利用件数 11件

5 施設福祉サービス事業

老人ホーム等入所措置事業

平成23年度(2011年度)末現在

| 施設名 | 措置人員(人) | 年延べ措置者数(人) | 措置費(円) |
|---------|---------|------------|-------------|
| 養護老人ホーム | 53 | 619 | 101,746,040 |

6 老人医療

(1) 老人医療費給付制度

昭和58年(1983年)2月1日から老人保健法に基づく医療費の給付を70歳以上及び65歳～69歳で一定の障がいのある高齢者等を対象に特別会計を設け実施した。対象者の年齢は、平成14年(2002年)10月に70歳から75歳に引き上げられた。平成20年(2008年)4月より老人医療費給付制度は後期高齢者医療制度に変わった。

| 区 分 | | 年 度 | 平 成 21 | 平 成 22 | 平 成 23 |
|-----------------------------|---------------|----------------|------------|------------|---------|
| | | | (2009) | (2010) | (2011) |
| 診 療 月 | | | 3月～翌年2月 | 同 左 | 同 左 |
| 対象者数(年間延べ) A | | | 0 | 0 | 0 |
| 受診件数 B | | | 1,050 | 573 | 0 |
| 医療費総額(円) C | | | 61,185,104 | 38,425,709 | △28,560 |
| 給付額(円) D | | | 57,121,180 | 35,549,399 | △25,707 |
| 財 源 内 訳 (円) | 支 払 基 金 交 付 金 | | 30,515,216 | 8,632,701 | — |
| | 国 庫 支 出 金 | | 17,622,960 | 6,631,495 | — |
| | 府 支 出 金 | | 4,405,740 | 1,657,875 | — |
| | 一 般 会 計 繰 入 金 | | 4,404,073 | 1,657,681 | — |
| 分 析 | 受 診 率 | B —(%) A | | | |
| | 1件当たり医療費—(円) | C B | 58,272 | 67,061 | — |
| | 1人当たり給付額—(円) | D A | | | — |
| | | | | | — |

(平成20年度(2008年度)以降は月遅れ請求分の数字)
平成23年度(2011年度)は医療費の支払がなく返還のみ

(2) 老人医療費助成状況

| 区 分 | | 年 度 | 平成21 (2009) | 平成22 (2010) | 平成23 (2011) |
|---|-----------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| | | 診 療 月 | 3月～翌年2月 | 同 左 | 同 左 |
| (対 象 者 数 延 べ 年 間) | 府 | | 1,555 | 0 | 0 |
| | 市 | | 23,914 | 24,783 | 23,678 |
| | 計 | | 25,469 | 24,783 | 23,678 |
| B | 延べ助成件数(件) | | 47,232 | 45,644 | 44,298 |
| C | 医療費総額(円) | | 959,302,275 | 991,757,092 | 990,971,720 |
| 成 額 D (円) に 対 す る 助 成 額 | 府 | | 9,473,080 | 15,623 | 7,594 |
| | 市 | | 133,521,141 | 142,852,948 | 134,579,185 |
| | 計 | | 142,994,221 | 142,868,571 | 134,586,779 |
| 源 内 訳 (円) 助 成 額 の 財 | 府補助金 | | 5,586,082 | 4,465 | 3,646 |
| | 一般財源 | | 137,388,139 | 142,864,106 | 134,583,133 |
| 分 析 | 受診率 | B —(%) A | 185.4 | 184.2 | 187.1 |
| | 1件当たり医療費 | C —(円) B | 20,310 | 21,728 | 22,371 |
| | 1人当たり助成額 | D —(円) A | 5,614 | 5,765 | 5,684 |
| | | | | | |

| | | |
|--------|-------------------|---|
| 経 過 | 昭和47年(1972年)1月1日 | 市65歳以上(所得制限なし)、府70歳以上(所得制限) |
| | 〃 48年(1973年)1月1日 | 国70歳以上(所得制限)、府67歳以上(所得制限) |
| | 〃 49年(1974年)3月1日 | 府65歳以上(所得制限) |
| | 〃 53年(1978年)10月1日 | 〃 (所得制限を強化) |
| | 〃 58年(1983年)2月1日 | 老人保健法施行、一部負担金制度実施 |
| | 〃 60年(1985年)4月1日 | 社会保険各法の被保険者(附加給付制度のある保険加入者本人を除く)に対して医療費助成実施 |
| | 平成10年(1998年)11月1日 | 府65歳以上(所得制限を強化) |
| | 〃 12年(2000年)8月1日 | 市65 〃 (所得制限を導入) |
| | 〃 16年(2004年)11月1日 | 附加給付のある社会保険被保険者本人を対象に加える 府制度：新たに65歳になる市民税非課税世帯の者を対象外とし、特定疾患患者、精神・結核公費医療受給者等で一定所得以下の者を対象として継続 市制度：府が対象外とした市民税非課税世帯の者を市単独で対象として継続 |
| | 〃 17年(2005年)4月1日 | 市制度：市単独で上乗せしていた所得150万円以下世帯の者を対象外とし、市民税非課税世帯の者を対象として医療費助成を継続 |
| | 〃 18年(2006年)8月1日 | 府制度：昭和14年(1939年)10月31日以前生まれの者のうち、老年者非課税措置廃止に伴う経過措置として、住民税が軽減される者で構成される世帯に属する者を、70歳になる月末まで(1日生まれの方は前月末まで)対象に加える |
| | 〃 20年(2008年)4月1日 | 府制度：一部負担金相当額等一部助成制度の公費番号化に伴い、特定疾患患者、精神・結核公費医療受給者等で一定所得以下の者を対象外とする |
| | 〃 21年(2009年)11月1日 | 府制度：府制度が終了し市単独制度となった |

(3) 一部負担金相当額等一部助成制度

昭和58年(1983年)2月1日から老人医療受給者で市民税非課税世帯の者及び重度障がい者等を対象に一部負担金相当額等の助成を実施した。(府制度により実施)

昭和58年(1983年)9月1日からは、対象範囲を拡大し、均等割のみ課税世帯の者及び中度障がい者(身体障がい者のうち3・4級の者と知的障がい者のうち中度B1と判定された者)についても助成することにした。(市単独)

平成12年(2000年)8月1日から大阪府が市民税非課税世帯の者を対象から外したが、市単独で制度を継続し助成を実施した。

平成13年(2001年)8月1日から重度障がい者等(府制度)及び中度障がい者等(市単独制度)に対象者の見直しを行い助成を実施した。

平成16年(2004年)11月1日から一部自己負担金(一医療機関ごとに一日500円、月2日まで)を導入した。同日から大阪府が所得制限を強化したが、市単独で所得制限なしを継続し実施した。

平成17年(2005年)4月1日から府基準と同様の所得制限を導入した。

平成18年(2006年)7月1日から一部自己負担金を同じ月内に2,500円を超えて負担した場合、超えた額を申請により返金する制度を導入した。

平成20年(2008年)4月1日から公費番号化された。

一部負担金相当額等一部助成状況調べ

| 区 分 | | 年 度 | 平成21 (2009) | 平成22 (2010) | 平成23 (2011) |
|-----------------|-------------------------------|-------------|----------------|----------------|----------------|
| | | 診 療 月 | 3月～翌年2月 | 同 左 | 同 左 |
| 対 象 者 数 A | 府 | 42,510 | 44,303 | 45,735 | |
| | 市 | 32,508 | 33,582 | 34,552 | |
| | 計 | 75,018 | 77,885 | 80,287 | |
| 助 成 件 数 B | 府 | 118,544 | 122,278 | 129,238 | |
| | 市 | 100,553 | 101,395 | 104,471 | |
| | 計 | 219,097 | 223,673 | 233,709 | |
| 助 成 額 (円) C | 府 | 392,504,010 | 405,807,510 | 425,180,686 | |
| | 市 | 213,603,718 | 221,187,561 | 228,667,170 | |
| | 計 | 606,107,728 | 626,995,071 | 653,847,856 | |
| 内財 訳源 (円) | 府 補 助 金 | 199,735,720 | 205,216,336 | 179,394,252 | |
| | 一 般 財 源 | 406,372,008 | 421,778,735 | 474,453,604 | |
| 分 析 | 受 診 率 —(%) B A | 292.1 | 287.2 | 291.1 | |
| | 1 件 当 たり 助 成 額 —(円) C B | 2,766 | 2,803 | 2,798 | |
| | 1 人 当 たり 助 成 額 —(円) C A | 8,079 | 8,050 | 8,144 | |
| | | | | | |

(4) はり・きゅう・マッサージ助成事業

ア 75歳以上の高齢者が医療保険の対象にならない、はり、きゅう、マッサージの施術を受ける場合、その施術費の一部を助成する。

イ 助成は1年間6回まで

ウ 負担額（助成額）

| 種 類 | 助 成 基 本 額 (施 術 費) | 負 担 額 | | |
|-----------------------|----------------------|--------|--------|--------|
| | | 市(助成額) | 施 術 所 | 受 給 者 |
| はり又はきゅう 1術 | 1回につき 3,300円 | 1,100円 | 1,100円 | 1,100円 |
| はり及びきゅう 2術 | 1回につき 3,900円 | 1,300円 | 1,300円 | 1,300円 |
| マッサージ（あん摩・指圧） 半身施術 | 1回につき 3,900円 | 1,300円 | 1,300円 | 1,300円 |

(注) 1 初検料及び往療料は受給者本人の負担

2 マッサージ（あん摩・指圧）で、全身施術を受ける場合は別途料金が必要

エ 昭和59年(1984年)6月1日施行

昭和60年(1985年)6月1日からマッサージ施術費も助成

オ 平成23年度(2011年度)実績

33,790回 43,626,400円

7 いきがい対策事業

(1) 高齢クラブ活動に助成

ア 高齢クラブ組織数 平成24年(2012年)4月1日現在

高齢クラブ数 231クラブ 高齢クラブ会員数 1万5,212人

高齢クラブ連合会加盟 高齢クラブ数 229クラブ、高齢クラブ会員数 1万5,108人

イ 運営補助 平成23年度(2011年度)

連合会(年額) 163万9,140円、 単位クラブ(1クラブ年額) 5万7,600円

(2) 高齢者関係団体用福祉バス

高齢者関係団体に対して、高齢者福祉事業の振興と高齢者福祉の増進を図るため、福祉バスを貸付ける。

(3) いきがい教室の開催

趣味の教室への参加を通じ高齢者の生きがいを充実させ、友達づくりを図り、もってその生活を健康で豊かなものにするため各種教室を開催している。

開催教室 水彩画、カラオケ、日本舞踊、手編み、健康ヨガ、書道、民謡、コーラス、アレンジメントフラワー、ストレッチ体操、俳句、陶芸、押絵・木目込、詩吟、英会話、パソコン、パッチワーク、硬筆・書写、クレイクラフト

開催場所 総合福祉会館、シルバーワークプラザ、目黒市民体育館、男女共同参画センター、青少年クリエイティブセンター、高齢者生きがい活動センター

(4) 高齢者友愛訪問活動の実施

高齢者の孤独感を解消し、地域社会との交流を深め、生きがいを高めるため、寝たきり高齢者、ひとり暮らし高齢者の日常生活の状況把握などを行い、適切な助言又は連絡を必要とする、75歳以上の方及び75歳以上の高齢者世帯や、65歳から74歳までの寝たきりや、ひとり暮らしで声掛けや見守りが必要な方を訪問し激励する。

友愛訪問者数 平成23年度(2011年度)

| | | | |
|-----------|--------|-------|-------|
| 寝たきり高齢者 | 187人 | 高齢者世帯 | 816世帯 |
| ひとり暮らし高齢者 | 2,906人 | その他 | 40人 |

(5) ふれあい交流サロンに助成

高齢者から乳幼児までの市民が、気軽に利用できる世代間交流の場と高齢者の引きこもり対策事業の実施拠点となるふれあい交流サロンの運営団体に助成している。

(6) 高齢者いこいの間

高齢者の文化・教養の向上、レクリエーション等、高齢者が気軽に憩える場所として各地区に設けるもので、現在35地区に開設されている。

設置の態様から分類すると、公民館等併設型21か所、市民ホール利用型8か所、民有施設補助型1か所、単独型5か所となっている。

地区別高齢者いこいの間設置状況

| 地区別 高齢クラブ連合会 | 学区別 | 施設名 | 開設年月日 |
|-----------------|-------|--------------|--------------------|
| 吹一吹六 | 吹一小 | 吹一地区高齢者いこいの間 | 昭和45年(1970年)4月1日 |
| | 吹六小 | 吹六地区 | 〃 56年(1981年)5月1日 |
| 吹二 | 吹二小 | 吹二地区 | 〃 56年(1981年)1月5日 |
| 吹三 | 吹三小 | 吹三地区 | 〃 55年(1980年)11月1日 |
| 東 | 東小 | 東地区 | 〃 51年(1976年)12月10日 |
| 吹南 | 吹南小 | 吹南地区 | 〃 51年(1976年)12月10日 |
| 片山 | 片山小 | 片山地区 | 〃 59年(1984年)5月1日 |
| 千一 | 千一小 | 千一地区 | 〃 50年(1975年)4月1日 |
| | 千二小 | 千二地区 | 〃 55年(1980年)5月1日 |
| 五月が丘 | 東佐井寺小 | 東佐井寺地区 | 〃 61年(1986年)5月1日 |
| 佐井寺 | 佐井寺小 | 佐井寺地区 | 〃 62年(1987年)5月1日 |
| 千三 | 千三小 | 千三地区 | 〃 54年(1979年)5月1日 |
| 千新 | 千里新田小 | 千里新田地区 | 〃 62年(1987年)5月1日 |
| 山手 | 山手小 | 山手地区 | 〃 52年(1977年)4月1日 |
| 豊一 | 豊一小 | 豊一地区 | 〃 51年(1976年)12月1日 |
| 豊二 | 豊二小 | 豊二地区 | 〃 56年(1981年)5月1日 |
| 江坂大池 | 江坂大池小 | 江坂大池地区 | 〃 60年(1985年)5月1日 |
| 岸部 | 岸一小 | 岸一地区 | 〃 55年(1980年)5月1日 |
| | 岸二小 | 岸二地区 | 〃 |

| 地区別 高齢クラブ連合会 | 学区別 | 施設名 | 開設年月日 |
|-----------------|--------|--------------|--------------------|
| 山一 | 山一小 | 山一地区 | 昭和51年(1976年)10月1日 |
| 北山田 | 北山田小 | 北山田地区 | 〃 61年(1986年)5月1日 |
| 山二 | 山二小 | 山二地区 | 〃 51年(1976年)10月1日 |
| | 東山田小 | 東山田地区 | 〃 58年(1983年)5月1日 |
| 山三 | 山三小 | 山三地区高齢者いこいの間 | 昭和53年(1978年)2月1日 |
| | 山五小 | 山五地区 | 平成元年(1989年)5月1日 |
| 南山田 | 南山田小 | 南山田地区 | 昭和55年(1980年)5月1日 |
| 西山田 | 西山田小 | 西山田地区 | 〃 57年(1982年)5月1日 |
| 佐竹台 | 佐竹台小 | 佐竹台地区 | 〃 51年(1976年)10月21日 |
| 高野台 | 高野台小 | 高野台地区 | 〃 51年(1976年)7月21日 |
| 津雲台 | 津雲台小 | 津雲台地区 | 〃 51年(1976年)10月21日 |
| 桃山台 | 桃山台小 | 桃山台地区 | 〃 51年(1976年)7月21日 |
| 竹見台 | 千里たけみ小 | 竹見台地区 | 〃 51年(1976年)8月21日 |
| 古江台 | 古江台小 | 古江台地区 | 〃 |
| 藤白台 | 藤白台小 | 藤白台地区 | 昭和51年(1976年)7月21日 |
| 青山台 | 青山台小 | 青山台地区 | 〃 51年(1976年)10月21日 |

(7) 高齢者いこいの家

| | |
|-------|---|
| 位 置 | 岸部中1丁目24番11号 |
| 敷地面積 | 1,515.37㎡ |
| 延べ床面積 | 449.26㎡ |
| 構造・規模 | 鉄筋コンクリート造平屋建 |
| 開設年月日 | 昭和63年(1988年)1月22日 (増改築供用開始年月日 平成13年(2001年)2月1日) |
| 利用対象者 | おおむね60歳以上の者 |
| 設置目的 | 高齢者の健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を提供し、高齢者の相互交流と社会参加を促進するとともに、高齢者の自立支援を図り、もって高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。 |

(8) 在日外国人高齢者給付金

在日外国人で、年金制度上の理由により、国民年金の老齢年金等を受給できない高齢者に支給
支給人数 平成23年度(2011年度) 10人

8 敬老事業

(1) 地区敬老行事(地区敬老行事運営委員会主催)

75歳以上の方を対象に、9月から10月に各地区で、地区敬老行事を開催する。

平成23年度(2011年度) 参加者 2万2,351人(23地区)

(2) 寿祝品の贈呈

市内に居住し、米寿(88歳)、白寿(99歳)を迎える方

平成23年度(2011年度) 贈呈件数 米寿 1,030件 白寿 76件

9 高齢者見守り支援事業

(1) 救急医療情報キット配布事業

事業開始年度 平成24年(2012年)3月

おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者等で希望者に対し、救急医療情報キットを配布する。かかりつけ医や持病などの医療情報、緊急連絡先等の情報をキットに入れ、自宅の冷蔵庫に保管しておくことで、万一の緊急時に備える。緊急時には、救急隊員がキットの情報を確認し、よりの確な救命活動を行う。

平成23年度(2011年度) 申請者数 84人

(2) 高齢者支援事業者との連携による見守り事業

事業開始年度 平成24年(2012年)3月

高齢者と関わりのある地域の様々な業種の事業者と連携し、ひとり暮らし高齢者等を地域全体で支援し、見守る体制をつくる。事業者が日常業務の範囲内でひとり暮らし高齢者等の異変に気づいた場合に、地域包括支援センターに連絡することにより、早期に問題を発見し、効果的な支援へつなげる。

平成23年度(2011年度) 登録事業者数 57団体

※本事業は、「徘徊高齢者SOSネットワーク事業」と連携して実施している。

介護保険

1 第1号被保険者数

各年度末現在

| 年 | 区 分 | 人 口 | 第1号被保険者数(人) | 第1号被保険者割合(%) |
|------------|-----|---------|-------------|--------------|
| 平成21(2009) | | 351,493 | 68,173 | 19.40 |
| 〃 22(2010) | | 352,173 | 69,242 | 19.66 |
| 〃 23(2011) | | 354,053 | 71,659 | 20.24 |

2 保 険 料 (第1号被保険者)

(1) 所得段階別保険料額

| 所得段階 | 基準となる内容 | 保険料率 | 平成24～26年度 (2012～2014年度) 保険料額(年額) |
|--------|---|---------------|--|
| 第1段階 | (1)生活保護を受給している方又は (2)本人を含め世帯全員が市町村民税非課税で、 本人が老齢福祉年金を受給している方 | 基準額 ×0.50 | 31,144円 |
| 第2段階 | 本人を含め世帯全員が市町村民税非課税で、課 税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円 以下の方 | 基準額 ×0.50 | 31,144円 |
| 第3-1段階 | 本人を含め世帯全員が市町村民税非課税で、課 税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円 以下の方 | 基準額 ×0.70 | 43,601円 |
| 第3段階 | 本人を含め世帯全員が市町村民税非課税で、上 記以外の方 | 基準額 ×0.725 | 45,159円 |

| | | | |
|--------|---|---------------|----------|
| 第4-1段階 | 本人が市町村民税非課税で、他の世帯員の中に市町村民税課税者がいる方で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 | 基準額 ×0.875 | 54,502円 |
| 第4段階 | 本人が市町村民税非課税で、他の世帯員の中に市町村民税課税者がいる方で、上記以外の方 | 基準額 | 62,287円 |
| 第5段階 | 本人が市町村民税を課税されていて合計所得金額が125万円未満の方 | 基準額 ×1.125 | 70,073円 |
| 第6段階 | 本人が市町村民税を課税されていて合計所得金額が125万円以上200万円未満の方 | 基準額 ×1.25 | 77,859円 |
| 第7段階 | 本人が市町村民税を課税されていて合計所得金額が200万円以上300万円未満の方 | 基準額 ×1.50 | 93,431円 |
| 第8段階 | 本人が市町村民税を課税されていて合計所得金額が300万円以上400万円未満の方 | 基準額 ×1.60 | 99,660円 |
| 第9段階 | 本人が市町村民税を課税されていて合計所得金額が400万円以上500万円未満の方 | 基準額 ×1.70 | 105,888円 |
| 第10段階 | 本人が市町村民税を課税されていて合計所得金額が500万円以上700万円未満の方 | 基準額 ×1.85 | 115,231円 |
| 第11段階 | 本人が市町村民税を課税されていて合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方 | 基準額 ×2.00 | 124,574円 |
| 第12段階 | 本人が市町村民税を課税されていて合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方 | 基準額 ×2.15 | 133,918円 |
| 第13段階 | 本人が市町村民税を課税されていて合計所得金額が1,500万円以上の方 | 基準額 ×2.30 | 143,261円 |

(2) 徴収方法

| | |
|------|----------------------|
| 特別徴収 | 公的年金から徴収 |
| 普通徴収 | 保険料納付義務者が指定金融機関に払い込む |

(3) 保険料収納状況

| 区 分 年 度 | 種 別 | 調定額(円) | 収納額(円) | 収納率(%) |
|------------|-----------|---------------|---------------|--------|
| 平成21(2009) | 特 別 徴 収 分 | 3,052,157,128 | 3,052,157,128 | 100.0 |
| | 普 通 徴 収 分 | 459,981,292 | 402,643,474 | 87.5 |
| | 計 | 3,512,138,420 | 3,454,800,602 | 98.4 |
| | 滞 納 繰 越 分 | 111,892,191 | 10,674,340 | 9.5 |
| " 22(2010) | 特 別 徴 収 分 | 3,135,757,832 | 3,135,757,832 | 100.0 |
| | 普 通 徴 収 分 | 424,450,762 | 371,418,627 | 87.5 |
| | 計 | 3,560,208,594 | 3,507,176,459 | 98.5 |
| | 滞 納 繰 越 分 | 119,954,965 | 12,950,660 | 10.8 |
| " 23(2011) | 特 別 徴 収 分 | 3,200,816,412 | 3,200,816,412 | 100.0 |
| | 普 通 徴 収 分 | 429,569,742 | 377,224,561 | 87.8 |
| | 計 | 3,630,386,154 | 3,578,040,973 | 98.6 |
| | 滞 納 繰 越 分 | 112,953,995 | 11,343,512 | 10.0 |

3 介護認定

(単位：人)

| 年 度 | 要介護度 | 要 支 援 | | 要 介 護 | | | | | 合 計 |
|------------|---------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|--------|
| | | 1 | 2 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |
| 平成21(2009) | 第1号被保険者 | 2,001 | 2,016 | 1,547 | 2,043 | 1,626 | 1,267 | 1,150 | 11,650 |
| | 第2号被保険者 | 24 | 62 | 37 | 82 | 54 | 50 | 60 | 369 |
| | 計 | 2,025 (16.8%) | 2,078 (17.3%) | 1,584 (13.2%) | 2,125 (17.7%) | 1,680 (14.0%) | 1,317 (11.0%) | 1,210 (10.0%) | 12,019 |
| " 22(2010) | 第1号被保険者 | 2,358 | 1,817 | 1,932 | 2,189 | 1,514 | 1,281 | 1,147 | 12,238 |
| | 第2号被保険者 | 34 | 49 | 52 | 89 | 54 | 41 | 64 | 383 |
| | 計 | 2,392 (19.0%) | 1,866 (14.8%) | 1,984 (15.7%) | 2,278 (18.0%) | 1,568 (12.4%) | 1,322 (10.5%) | 1,211 (9.6%) | 12,621 |
| " 23(2011) | 第1号被保険者 | 2,462 | 1,982 | 2,018 | 2,418 | 1,534 | 1,390 | 1,145 | 12,949 |
| | 第2号被保険者 | 42 | 39 | 64 | 104 | 41 | 48 | 55 | 393 |
| | 計 | 2,504 (18.8%) | 2,021 (15.1%) | 2,082 (15.6%) | 2,522 (18.9%) | 1,575 (11.8%) | 1,438 (10.8%) | 1,200 (9.0%) | 13,342 |

4 決算状況

(単位：千円)

| 年度 | 介護保険料 | 使用料及び 手数料 | 国庫支出金 | 支払基金 交付金 | 府支出金 | 繰入金 | 金 | 諸収入 | 財産収入 | 繰越金 | 歳入合計 |
|------------|-----------|--------------|-----------|-------------|-----------|-----------|--------|-------|-------|---------|------------|
| 平成21(2009) | 3,465,475 | 440 | 3,339,928 | 4,571,265 | 2,363,853 | 2,589,009 | 8,113 | 2,340 | 2,340 | 459,704 | 16,800,127 |
| " 22(2010) | 3,520,127 | 441 | 3,545,580 | 4,954,141 | 2,444,229 | 2,878,890 | 11,110 | 2,380 | 2,380 | 193,540 | 17,550,439 |
| " 23(2011) | 3,589,384 | 444 | 3,797,753 | 5,163,224 | 2,579,300 | 3,206,707 | 6,093 | 474 | 474 | 330,541 | 18,673,920 |

歳出

(単位：千円)

| 年度 | 居宅介護 サービス等 給付費 | 施設介護 サービス等 給付費 | 居宅介護 福祉用具 購入費 | 居宅介護 福祉用具 購入費 | 居宅介護 住宅改修 費 | 居宅介護 住宅改修 費 | 介護予防 福祉用具 購入費 | 介護予防 福祉用具 購入費 | 介護予防 サービス 計画等給付 費 | 介護予防 サービス 計画等給付 費 | 地域密着型 介護サービス 等給付費 | 地域密着型 介護サービス 等給付費 | 審査 支払手数料 | 高額介護 サービス費 | 高額介護 サービス費 | 高額医療 介護サービス 費 | 特定入所者 介護 サービス等 費 | | | | | | | | | | | |
|------------|----------------------|----------------------|---------------------|---------------------|-------------------|-------------------|---------------------|---------------------|----------------------------|----------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------|---------------|---------------|---------------------|---------------------------|---------|-------|-------|--------|--------|---------|---------|--------|--------|---------|---------|
| 平成21(2009) | 6,367,428 | 5,067,103 | 38,513 | 38,513 | 72,334 | 72,334 | 718,293 | 718,293 | 969,427 | 969,427 | 885,163 | 885,163 | 14,518 | 14,518 | 55,165 | 55,165 | 119,179 | 119,179 | 2,428 | 2,428 | 17,861 | 17,861 | 264,273 | 264,273 | 21,403 | 21,403 | 581,991 | 581,991 |
| 平成22(2010) | 7,107,712 | 5,115,123 | 42,630 | 42,630 | 68,993 | 68,993 | 791,448 | 791,448 | 1,060,348 | 1,060,348 | 820,180 | 820,180 | 11,214 | 11,214 | 43,781 | 43,781 | 117,335 | 117,335 | 1,050 | 1,050 | 17,681 | 17,681 | 280,939 | 280,939 | 29,178 | 29,178 | 600,766 | 600,766 |
| 平成23(2011) | 7,829,405 | 5,140,942 | 40,382 | 40,382 | 72,604 | 72,604 | 852,717 | 852,717 | 1,138,299 | 1,138,299 | 825,788 | 825,788 | 12,513 | 12,513 | 52,685 | 52,685 | 124,311 | 124,311 | 1,197 | 1,197 | 15,999 | 15,999 | 307,694 | 307,694 | 54,666 | 54,666 | 618,730 | 618,730 |

5 低所得者等の利用者負担の軽減

(1) 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業実施要綱

平成18年(2006年)4月1日制定

障害者自立支援法によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当として定率負担額が0円となっている者であって、平成18年(2006年)4月1日以降に次のいずれかに該当することとなったもの。

ア 65歳到達以前のおおむね1年間に障がい者施策によるホームヘルプサービス（居宅介護のうち身体介護及び家事援助をいう。）を利用していた者であって、65歳に到達したことで介護保険の対象者となったもの。

イ 特定疾病によって生じた身体上又は精神上的の障がいが原因で、要介護又は要支援の状態となった40歳から64歳までの者。

上記対象者の軽減後の利用者負担額割合は0%（全額免除）とする。

(2) 吹田市居宅サービス等に係る利用者負担額助成金交付要綱（市の独自事業）

平成12年(2000年)8月8日制定

居宅サービスの利用をした人で高額介護サービス費等に該当するまでの利用者負担額25%を助成する。軽減の対象者は次の五つの要件を全て満たす人。

ア 市民税世帯非課税者（生活保護受給者を除く）

イ 世帯収入の合計額が120万円（2人以上の世帯の場合は、2人目から1人につき48万円を加算した額）以下であること

ウ 他の世帯に属する者の扶養を受けていないこと

エ 世帯の預貯金等の合計額が350万円以下であること

オ 自己の居住用以外に活用できる不動産を所有していないこと

(3) 社会福祉法人等による利用者負担軽減事業助成金交付要綱

平成18年(2006年)1月30日制定

軽減を申し出た社会福祉法人等の行うサービスに限り、利用者負担額、食費及び居住費が軽減される制度。

軽減の対象者・内容

ア 市民税世帯非課税者であって、次の五つの要件を全て満たす人のうち、その人の世帯状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難であるとして、市が認めた人

（ア）年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること

（イ）預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること

(ウ) 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと

(エ) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと

(オ) 介護保険料を滞納していないこと

軽減の内容は、原則として、1割負担分、居住費、食費の4分の1が軽減される。

イ 生活保護受給者及び支援給付受給者であって、市が認めた人

軽減の内容は、ユニット型居住費（滞在費）の全額のみ。

(4) 実施状況

(単位：円)

| 区 分 年 度 | 訪問介護助成 | | 居宅サービス等助成 | | 社会福祉法人減額 | |
|------------|--------|--------|-----------|------------|----------|--------|
| | 件数 | 金 額 | 件数 | 金 額 | 法人数 | 金 額 |
| 平成21(2009) | 5 | 5,498 | 32,476 | 70,337,207 | 3 | 58,042 |
| 〃 22(2010) | 12 | 15,852 | 33,931 | 75,163,718 | 2 | 61,878 |
| 〃 23(2011) | 12 | 15,852 | 38,948 | 87,267,921 | 2 | 45,895 |

6 介護予防事業

要介護状態等となるおそれの高い65歳以上の高齢者等を対象として、要介護状態等となるのを予防することを通じて、ひとりひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援する。

(1) 介護予防普及啓発事業

事業開始年度 平成18年度（2006年度）

地域福祉委員会主催のいきいきサロンや自治会、高齢者のサークル等からの依頼に基づき、地域に出向いて、転倒予防等介護予防に関する講座を開催する。

また、認知症予防や口腔機能向上等の講演会を実施する。

平成23年度(2011年度) 介護予防講座延べ参加者数 3,665人

(2) 地域介護予防活動支援事業

事業開始年度 平成18年度(2006年度)

ボランティア育成のための研修会や地域で介護予防に関連した活動を行っている市民グループ等に対し、職員を派遣して実技指導を行ったり、会場の提供を行う。

平成20年度(2008年度)から、地域で高齢者自らが積極的な介護予防の取り組みが行えるよう支援する「介護予防推進員」養成講座を開催している。

また、平成21年度(2009年度)からは、65歳以上の方が社会参加・地域貢献をすることで、高齢者自身の健康増進と介護予防推進を目的とした「介護支援サポーター事業」を行っている。

平成23年度(2011年度)介護支援サポーター新規登録者数 31人

(3) 二次予防事業対象者把握事業

事業開始年度 平成18年度(2006年度)

介護保険法の規定による認定を受けていない65歳以上の方に対して生活機能評価を行い、二次予防事業対象者を把握する。

平成23年度(2011年度)対象者把握数 1,606人

(4) 訪問型介護予防事業

事業開始年度 平成18年度(2006年度)

心身の状況等により、通所形態による事業への参加が困難な方を対象に保健師等が居宅を訪問し必要な相談・指導を実施する。また、訪問、電話、文書等で、状況把握、二次予防事業への参加勧奨を行う。

平成23年度(2011年度)状況把握、二次予防事業参加勧奨の訪問、電話等件数 1,606件

(5) 通所型介護予防事業

ア 運動器の機能向上

事業開始年度 平成18年度(2006年度)

足腰の衰えや、転倒の不安がある等、運動器の機能が低下している対象者に対して、理学療法士や体育指導員等がストレッチやチューブ等を用いた運動等を実施する。

平成23年度(2011年度)延べ参加者数 2,866人

イ 栄養改善

事業開始年度 平成19年度(2007年度)

体重の減少等低栄養状態にある対象者に対して、管理栄養士、保健師等が集団指導を実施する。

平成23年度(2011年度)延べ参加者数 30人

ウ 口腔機能向上

事業開始年度 平成19年度(2007年度)

硬いものが食べにくい、むせる等口腔機能が低下している対象者に対して、歯科衛生士等が摂食・嚥下機能訓練、口腔清掃の指導を実施する。

平成23年度(2011年度)延べ参加者数 113人

7 包括的支援事業・任意事業

高齢者が自宅や住み慣れた地域で安心して生活を続けられるように、保健、医療、福祉に関するサービスを総合的に提供する。また、地域の実情に応じた、各種の事業を行う。

(1) 介護予防ケアマネジメント業務

事業開始年度 平成18年度(2006年度)

二次予防事業対象者が要介護状態等となることを予防するため、個々の対象者の心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて支援を行う。

平成23年度(2011年度)実施件数 210件

(2) 総合相談支援業務

事業開始年度 平成18年度(2006年度)

様々な相談を受けて、的確な状況把握等を行い、相談者自身が解決できる場合には適切なサービス等の情報提供等を行い、専門的・継続的な関与又は緊急の対応が必要と判断した場合には、計画を策定し、支援する。

平成23年度(2011年度)実施件数 5,723件

(3) 権利擁護業務

事業開始年度 平成18年度(2006年度)

成年後見制度の活用促進、老人福祉施設等への措置の支援、高齢者虐待対応、困難事例への対応、消費者被害の防止等を行う。

平成23年度(2011年度)実施件数 483件

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

事業開始年度 平成18年度(2006年度)

ブロック別地域ケア会議の開催、介護支援専門員へのネットワーク活用支援・日常個別指導・相談・支援困難事例等の助言・支援を行う。

平成23年度(2011年度)実施件数 524件

(5) 高齢者・介護家族電話相談事業

事業開始年度 平成24年度(2012年度)

高齢者やその介護家族からの介護・健康・医療等に関する相談を、夜間及び土、日、祝日については24時間、専門の相談員が電話で受け付ける。

(6) 介護用品支給事業

事業開始年度 平成13年度(2001年度)

介護保険で要介護4又は5と認定されたおむつを使用している65歳以上の高齢者を、在宅で介護している家族が対象。高齢者及び家族全員が市民税非課税世帯(生活保護受給世帯は対象外)に属していることが必要。おむつ又は尿取りパット代として1か月当たり6,250円分の給付金を交付する。

平成23年度(2011年度)延べ引換件数 1,018件

(7) 成年後見制度利用支援事業

事業開始年度 平成13年度(2001年度)

判断が十分でない高齢者、知的障がい者及び精神障がい者で、配偶者及び二親等内の親族がいない人、又は親族であっても音信不通の状態である人が対象。市が家庭裁判所に審判の申立てを行う。申立てに係る費用については、市が後見人に請求する場合がある。平成21年(2009年)4月から、判断が十分でない低所得の高齢者で、本人又は同居の親族が申立てを行う場合についても、申立費用や後見人等の報酬を助成する。

平成23年度(2011年度)申立件数 10件

(8) 認知症サポーター養成事業

事業開始年度 平成22年度(2010年度)

認知症になっても誰もが安心して生活できるまちづくりを目指して、認知症の人や家族を支援する認知症サポーター並びに認知症サポーター養成講座の講師役となるキャラバン・メイトを養成する。

平成23年度(2011年度)認知症サポーター養成数 1,834人 キャラバン・メイト養成数 51人

(9) 徘徊高齢者SOSネットワーク事業

事業開始年度 平成23年度(2011年度)

認知症高齢者等が徘徊行動により行方不明になった場合に備えて、早期発見ができるネットワークの構築及び運用を図ることにより、徘徊高齢者等の迅速な安全確保と、その家族の精神的負担の軽減を図る。

平成23年度(2011年度)登録事業者数 57団体

※本事業は、「高齢者支援事業者との連携による見守り事業」と連携して実施している。

(10) 介護相談員派遣事業

事業開始年度 平成15年度(2003年度)

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)や介護老人保健施設等に介護相談員を派遣し、利用者の疑問、不安や不満の声を施設に届け、施設の自主的なサービス改善を図る。

平成23年度(2011年度)延べ派遣回数 1,122回

(11) 住宅改修支援事業

事業開始年度 平成12年度(2000年度)

介護保険の住宅改修費の支給を受けようとする人に対して、申請に必要な理由書を作成することによって支援を行う社会福祉法人等に、委託契約を締結した上で助成する。助成額は1件当たり2,000円。ただし、理由書作成に従事する人は、介護支援専門員その他住宅改修についての専門的知識及び経験を有する人に限る。

平成23年度(2011年度)助成件数 42件

後期高齢者医療制度

平成20年(2008年)4月1日から、老人保健制度にかわる独立した医療制度として、後期高齢者医療制度が創設された。

- 1 対象者 75歳以上の方及び一定の障がいがあると認定された65歳以上の方
- 2 運営主体 大阪府内のすべての市町村が加入する「大阪府後期高齢者医療広域連合」
- 3 市の事務 保険料徴収事務、届出・申請等の窓口業務
- 4 被保険者数

平成24年(2012年)3月31日現在

| 年度 | 区分 | 人口(人) | 被保険者数(人) | 被保険者割合(%) |
|------------|----|---------|----------|-----------|
| 平成23(2011) | | 352,173 | 30,766 | 8.74 |
| 〃 24(2012) | | 354,053 | 32,309 | 9.13 |

5 保険料

被保険者均等割額 1人当たり51,828円

所得割額 基礎控除後の総所得金額×10.17%

*賦課限度額は、55万円(年額)

6 軽減策

- (1) 所得の低い世帯に対する軽減措置(均等割額の軽減)

| 世帯(同一世帯内の被保険者と世帯主)の総所得金額等 | 軽減割合 |
|--|------|
| 【基準額】 = 【基礎控除額(33万円)】を超えないとき | 8.5割 |
| 【基準額】 = 【基礎控除額(33万円) + 24.5万円×被保険者数 被保険者である世帯主を除く】を超えないとき | 5割 |
| 【基準額】 = 【基礎控除額(33万円) + 35万円×被保険者数】を超えないとき | 2割 |

(注) 世帯内の後期高齢者医療制度の被保険者全員が年収80万以下で他の所得がない世帯(給与収入等がある場合でも控除後所得が0円の場合)は9割軽減とする。

また、年金収入が153万円以上211万円以下の方(給与収入等がある場合でも、控除後の所得が91万円以下)の場合は所得割を5割軽減とする。

- (2) 被用者保険の被扶養者に対する軽減

本制度の被保険者資格を取得する日の前日において、被用者保険の被扶養者であった方については、激変緩和を図るため、所得割額は免除され、被保険者均等割額についても5割軽減される。

7 保険料収納状況

| 区分 年度 | 徴収方法 | 現 年 分 | | | 滞 納 繰 越 分 | | |
|------------|------|-------------|-------------|------------|-------------|-------------|------------|
| | | 調定額 (千円) | 収納額 (千円) | 収納率 (%) | 調定額 (千円) | 収納額 (千円) | 収納率 (%) |
| 平成21(2009) | 特別徴収 | 1,290,387 | 1,290,387 | 100.00 | 0 | 0 | — |
| | 普通徴収 | 1,432,501 | 1,398,733 | 97.64 | 30,643 | 9,890 | 32.27 |
| | 計 | 2,722,888 | 2,689,120 | 98.76 | 30,643 | 9,890 | 32.27 |
| " 22(2010) | 特別徴収 | 1,439,043 | 1,439,043 | 100.00 | 0 | 0 | — |
| | 普通徴収 | 1,510,703 | 1,482,317 | 98.12 | 53,301 | 13,161 | 24.69 |
| | 計 | 2,949,746 | 2,921,360 | 99.04 | 53,301 | 13,161 | 24.69 |
| " 23(2011) | 特別徴収 | 1,512,891 | 1,512,891 | 100.00 | 0 | 0 | — |
| | 普通徴収 | 1,563,231 | 1,535,081 | 98.20 | 55,866 | 13,203 | 23.63 |
| | 計 | 3,076,122 | 3,047,972 | 99.08 | 55,866 | 13,203 | 23.63 |

国民健康保険

1 被保険者数の推移

(各年度末)

| 区分 年度 | 総 数 | | 被 保 険 者 | | 加 入 割 合 (%) | |
|------------|---------|---------|---------|-------------------|-------------|---------------|
| | 世 帯 数 | 人 口 | 世 帯 数 | 被保険者数(人) | 世 帯 | 被保険者 |
| 平成21(2009) | 155,054 | 351,493 | 50,661 | 87,609 (5,076) | 32.7 | 24.9 (1.4) |
| " 22(2010) | 156,160 | 352,173 | 50,741 | 87,242 (5,595) | 32.5 | 24.8 (1.6) |
| " 23(2011) | 157,776 | 354,053 | 50,752 | 86,626 (5,495) | 32.2 | 24.5 (1.6) |

(注) () 内は退職者医療分で内数。退職者医療制度(昭和59年(1984年)10月施行)は、老人保健法の適用を受けていない75歳未満の国民健康保険の被保険者で、厚生年金や共済組合、船員保険などから年金を受けている人とその家族を対象に創設された(平成20年(2008年)4月より65歳未満に改正された)

2 保険給付

(1) 給付範囲

ア 給付割合

未就学児 2割、義務教育就学後から69歳までの者 3割、70歳から74歳の者 1割（一定以上所得者 3割）

ただし、結核予防法第34条、第35条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条、第29条の2及び障害者自立支援法に規定する精神通院医療による公費負担患者は本人負担なし

イ その他の給付

出産育児一時金 1件 390,000円（平成21年(2009年)10月～）

（平成21年(2009年)1月より産科医療補償制度加入の医療機関は3万円加算される）

葬祭費 1件 30,000円（昭和53年(1978年)4月～）

(2) 給付状況

| 区分 | 出産育児一時金 | | 葬 祭 費 | |
|------------|---------|---------|-------|---------|
| | 件 数 | 金 額（千円） | 件 数 | 金 額（千円） |
| 平成21(2009) | 358 | 140,857 | 460 | 13,800 |
| 〃 22(2010) | 357 | 148,715 | 424 | 12,720 |
| 〃 23(2011) | 356 | 148,834 | 451 | 13,530 |

3 保険料

(1) 保険料、賦課限度額の推移

（各年4月1日現在）

| 区分 改定年 | 国民健康保険法施行令 による賦課限度額 | | 本市の賦課限度額 の実績 | | 保険料1人当たり平均月 額及び改定率（前年比） | |
|------------|------------------------|----------|-----------------|----------|----------------------------|-------------|
| | 平成22(2010) | (医療分) 50 | (介護分) 10 | (医療分) 50 | (介護分) 10 | (医療分) 5,269 |
| 〃 23(2011) | (医療分) 51 | (介護分) 12 | (医療分) 50 | (介護分) 10 | (医療分) 5,277 | 100.2 |
| 〃 24(2012) | (医療分) 51 | (介護分) 12 | (医療分) 51 | (介護分) 12 | (医療分) 5,514 | 104.5 |
| | | | | | (介護分) 2,305 | 110.9 |

（注）介護分は40歳以上65歳未満の被保険者が該当

(2) 賦課方法

| 区 分 | | 賦 課 合 割 | 賦 課 標 準 | 保 険 料 平 成 24 年 度 (2012 年 度) | 賦 課 期 日 | 賦 課 期 日 後 の 増 減 |
|-------------|-----|---------|---------------------|--------------------------------------|---------|-----------------|
| 医 療 分 | 所得割 | 50% | 基礎控除後の 総所得金額等 | 平成23年(2011年)分基礎控除後の 総所得金額等×0.0693 | 4月1日 | 月割賦課 を行う |
| | 均等割 | 15% | 被 保 険 者 1 人 につ き | 被保険者数×11,279円 | | |
| | 平等割 | 35% | 1 世 帯 に つ き | 46,384円 | | |
| 介 護 分 | 所得割 | 50% | 基礎控除後の 総所得金額等 | 平成23年(2011年)分基礎控除後の 総所得金額等×0.025 | | |
| | 均等割 | 15% | 被 保 険 者 1 人 につ き | 介護2号被保険者数×4,384円 | | |
| | 平等割 | 35% | 1 世 帯 に つ き | 介護2号被保険者を有する世帯 12,817円 | | |
| 支 援 分 | 所得割 | 50% | 基礎控除後の 総所得金額等 | 平成23年(2011年)分基礎控除後の 総所得金額等×0.0245 | | |
| | 均等割 | 15% | 被 保 険 者 1 人 につ き | 被保険者数×3,756円 | | |
| | 平等割 | 35% | 1 世 帯 に つ き | 15,444円 | | |

(3) 徴収方法

直 納 制 度 保険料納付義務者が指定金融機関・収納代理金融機関又はコンビニエンスストアに払い込む。

口 座 振 替 銀行等の口座からの振替制度

特 別 徴 収 被保険者全員が65才以上で、年金受給額が、18万円以上であり、介護保険料を年金から徴収している人について、年金から徴収している。

(4) 保険料収納状況

| 区分 年度 | 種別 | 調定額 (千円) | 収納額 (千円) | 収納率 (%) |
|------------|-----------|-------------|-------------|------------|
| 平成21(2009) | 現年分(医療) | 5,656,299 | 4,909,115 | 86.79 |
| | 〃 (介護) | 622,174 | 520,022 | 83.58 |
| | 〃 (後期支援) | 1,538,339 | 1,335,332 | 86.80 |
| | 滞納繰越分(医療) | 2,269,335 | 345,584 | 15.23 |
| | 〃 (介護) | 277,860 | 43,115 | 15.52 |
| | 〃 (後期支援) | 188,787 | 24,693 | 13.08 |
| | 計 | 10,552,794 | 7,177,861 | 68.02 |
| 〃 22(2010) | 現年分(医療) | 5,510,568 | 4,842,534 | 87.88 |
| | 〃 (介護) | 682,145 | 575,470 | 84.36 |
| | 〃 (後期支援) | 1,618,174 | 1,420,408 | 87.78 |
| | 滞納繰越分(医療) | 2,105,277 | 308,621 | 14.66 |
| | 〃 (介護) | 273,382 | 40,837 | 14.94 |
| | 〃 (後期支援) | 348,833 | 49,091 | 14.07 |
| | 計 | 10,538,379 | 7,236,961 | 68.67 |
| 〃 23(2011) | 現年分(医療) | 5,497,616 | 4,855,651 | 88.32 |
| | 〃 (介護) | 741,610 | 626,433 | 84.47 |
| | 〃 (後期支援) | 1,748,136 | 1,540,805 | 88.14 |
| | 滞納繰越分(医療) | 1,953,954 | 293,631 | 15.03 |
| | 〃 (介護) | 278,532 | 42,175 | 15.14 |
| | 〃 (後期支援) | 424,911 | 60,677 | 14.28 |
| | 計 | 10,644,759 | 7,419,372 | 69.70 |

(5) 保険料の軽減措置 平成23年度(2011年度)

ア 低所得者に対する減額

()内は特定世帯(外数)

| 区 分 | 均等割(円) | 平等割(円) | 世帯数 | 被保険者数(人) | 軽減額(円) |
|---------------------------------|--------|--------------------|-------------------|----------|-------------|
| 条例第16条の2 第1項第1号該当者 (7割軽減) | 7,504 | 31,064 (15,532) | 14,912 (985) | 20,974 | 605,316,244 |
| 同2号該当者 (5割軽減) | 5,360 | 22,188 (11,094) | 2,114 (264) | 5,526 | 73,595,976 |
| 同3号該当者 (2割軽減) | 2,144 | 8,876 (4,438) | 5,578 (623) | 10,564 | 69,394,670 |
| 計 | | | 22,604 (1,872) | 37,064 | 748,306,890 |

イ 条例第26条による一般減免等

対象者 (ア) 災害等により生活が著しく困難となった者

(イ) 貧困により生活のため、公私の扶助を受けている者

(ウ) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

| 区 分 | 件 数 | 減 免 額 (円) |
|-----------|----------------|-----------------------------|
| 現 年 分 | 3,514 (279) | 251,616,411 (13,959,748) |
| 滞 納 繰 越 分 | 621 | 50,055,743 |
| 計 | 4,135 (279) | 301,672,154 (13,959,748) |

()内 条例減免 社会保険の被扶養者であった65歳の人が、被保険者が後期高齢者医療制度に加入する事により国民健康保険になった場合の減免

4 国保財政の推移

(1) 年度別決算状況

(単位：千円)

| 年度 | 歳 入 | | | | | | | | | |
|--------------|-----|-----------|----------------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|---|--|
| | 項別 | 保 険 料 | 国庫給付費 負 担 金 | 国庫補助金 | 府 補 助 金 | 繰 上 金 | 入 金 | そ の 他 | 計 | |
| 平成 21 (2009) | | 7,177,862 | 5,971,191 | 1,406,815 | 1,377,100 | 2,784,011 | 12,499,640 | 31,216,619 | | |
| " 22 (2010) | | 7,236,961 | 5,725,435 | 1,263,677 | 1,331,561 | 2,900,413 | 13,989,149 | 32,447,196 | | |
| " 23 (2011) | | 7,419,372 | 6,045,392 | 1,601,954 | 1,562,702 | 2,977,918 | 15,405,633 | 35,012,971 | | |

-228-

(単位：千円)

| 年度 | 歳 出 | | | | | | | | | |
|--------------|-----|---------|------------|------------------|-----------|----------------|-----------|------------|--------------|--|
| | 項別 | 総 務 費 | 療 養 諸 費 | そ の 他 の 給 付 費 | 保 健 事 業 費 | 前年度繰上 充 用 金 | そ の 他 | 計 | 入 歳 出 差 引 | |
| 平成 21 (2009) | | 484,851 | 20,208,674 | 2,250,182 | 266,153 | 3,672,109 | 8,758,765 | 35,640,734 | △ 4,424,115 | |
| " 22 (2010) | | 507,561 | 20,822,482 | 2,444,145 | 269,681 | 4,424,115 | 8,406,423 | 36,874,407 | △ 4,427,211 | |
| " 23 (2011) | | 521,018 | 21,665,708 | 2,650,195 | 269,475 | 4,427,211 | 9,240,691 | 38,774,298 | △ 3,761,327 | |

(2) 療養諸費

(各年3月31日現在)

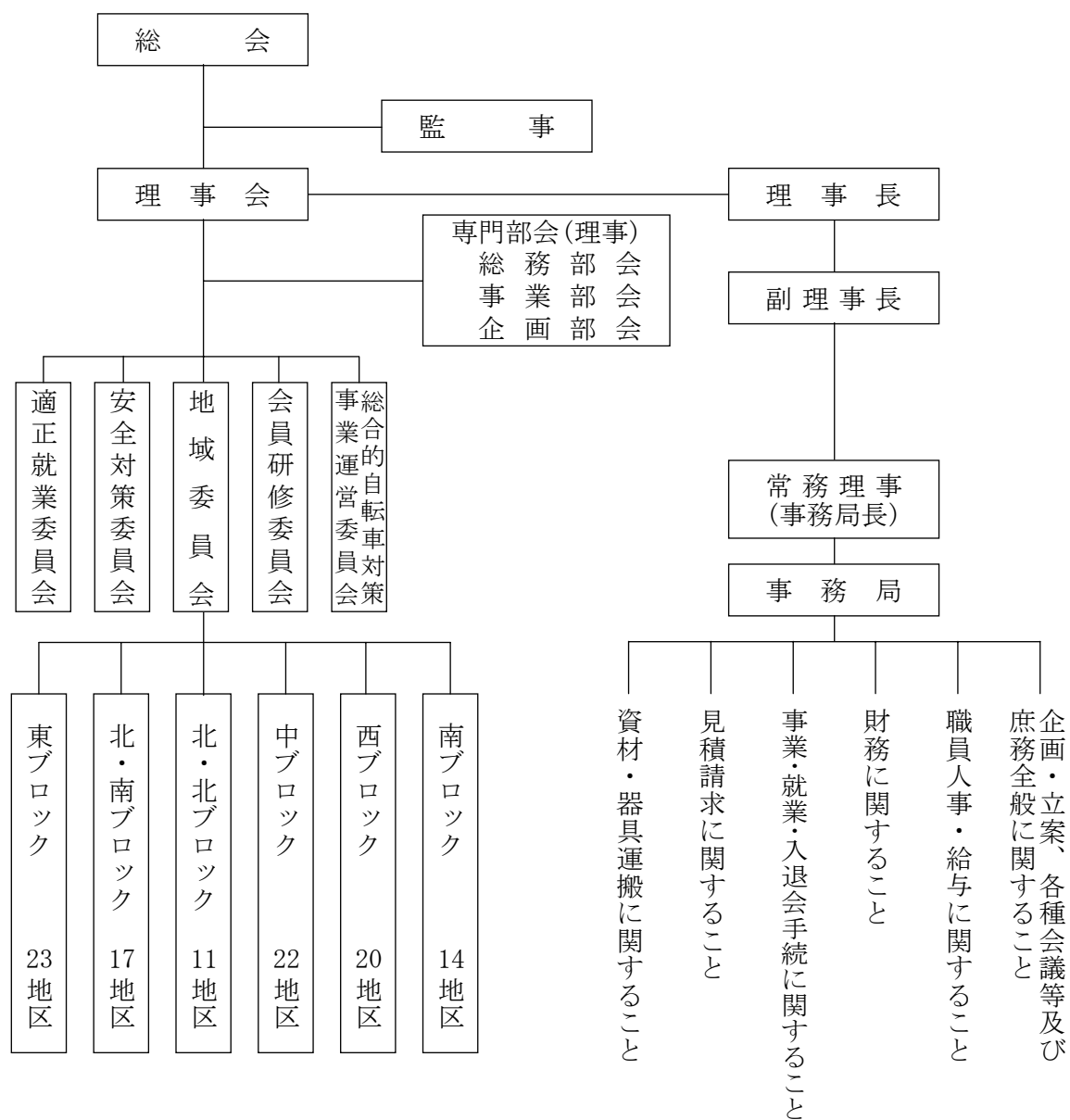
| 区 分 年 度 | 件 数 | | 療養諸費 (千円) | 内 訳 (千円) | | |
|------------|-----|-----------|--------------|-------------|------------------|--------------------------|
| | | | | 保 険 者 負 担 分 | 被 保 険 者 負 担 分 | 結 核 予 防 等 そ の 他 負 担 分 |
| 平成21(2009) | 一般 | 1,315,643 | 25,594,991 | 18,717,395 | 5,474,913 | 1,402,683 |
| | 退 | 94,098 | 1,980,109 | 1,380,996 | 537,706 | 61,405 |
| | 計 | 1,409,741 | 27,575,100 | 20,098,391 | 6,012,619 | 1,464,088 |
| " 22(2010) | 一般 | 1,314,945 | 26,088,628 | 19,108,133 | 5,556,984 | 1,423,511 |
| | 退 | 102,114 | 2,305,731 | 1,612,476 | 625,573 | 67,662 |
| | 計 | 1,417,059 | 28,394,359 | 20,720,609 | 6,182,557 | 1,491,173 |
| " 23(2011) | 一般 | 1,330,528 | 27,215,141 | 19,955,212 | 5,790,941 | 1,468,988 |
| | 退 | 108,099 | 2,298,805 | 1,609,281 | 622,608 | 66,916 |
| | 計 | 1,438,627 | 29,513,946 | 21,564,493 | 6,413,549 | 1,535,904 |

| |
|----------------------------|
| 公益社団法人吹田市シルバー人材センター |
|----------------------------|

高齢者の社会参加を図るため、地域社会の活動と密接な連携を保ちながら、豊かな経験と能力を生かし、相互の協力のもとに、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な作業に係る就業を通して、自らの生きがいを高めるとともに、高齢者の就業機会を拡大し福祉の増進を図り、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的として、昭和53年(1978年)11月30日吹田市高齢者事業団を設立した。

昭和55年(1980年)9月12日には高齢者等の雇用の安定等に関する法律により、「社団法人吹田市シルバー人材センター」と改称し、さらに公益法人制度の改革を受けて、平成23年(2011年)4月1日から「公益社団法人吹田市シルバー人材センター」に改称した。

(1) 組織図



(2) 年齢別・職群別会員数状況

平成24年(2012年)3月31日現在(単位:人)

| 年齢別 性別 職群 | 60歳未満 | | 60歳～64歳 | | 65歳～69歳 | | 70歳～74歳 | | 75歳～79歳 | | 80歳以上 | | 計 | |
|-----------------|-------|---|---------|----|---------|-----|---------|-----|---------|----|-------|----|-------|-----|
| | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 |
| 専門技術群 | 0 | 0 | 11 | 7 | 49 | 6 | 47 | 11 | 21 | 3 | 5 | 2 | 133 | 29 |
| 技能群 | 0 | 0 | 17 | 2 | 40 | 1 | 46 | 3 | 22 | 2 | 8 | 0 | 133 | 8 |
| 事務整理群 | 0 | 0 | 7 | 13 | 30 | 25 | 37 | 23 | 24 | 14 | 21 | 10 | 119 | 85 |
| 施設管理群 | 0 | 0 | 61 | 2 | 196 | 8 | 231 | 13 | 116 | 4 | 22 | 1 | 626 | 28 |
| 折衝外交群 | 0 | 0 | 3 | 5 | 12 | 2 | 17 | 9 | 6 | 3 | 1 | 3 | 39 | 22 |
| 軽作業群 | 0 | 0 | 23 | 17 | 62 | 46 | 73 | 55 | 37 | 28 | 15 | 2 | 210 | 148 |
| サービス群 | 0 | 0 | 4 | 20 | 16 | 58 | 8 | 48 | 5 | 22 | 1 | 6 | 34 | 154 |
| 小計 | 0 | 0 | 126 | 66 | 405 | 146 | 459 | 162 | 231 | 76 | 73 | 24 | 1,294 | 474 |
| 合計 | 0 | | 192 | | 551 | | 621 | | 307 | | 97 | | 1,768 | |

(注) 専門技術群(経理事務など専門的作業)

技能群(剪定などの技能作業)

事務整理群(受付、整理、筆耕などの事務作業)

施設管理群(駐輪場、駐車場、建物、倉庫などの管理作業)

折衝外交群(販売、チラシ配布など)

軽作業群(マンション清掃等の屋内作業、除草等の屋外作業など)

サービス群(家事、介護補助などの作業)

(3) 就業状況 平成23年度(2011年度)

年間就業実人員 1,495人

年間就業率 84.6%

1日平均就業人員 545.4人

1人1日平均就業時間 4.3時間

1人月平均就業日数 11.1日

(4) 契約状況

平成23年度(2011年度)

| 区分 | 契約数(件) | 割合(%) | 契約金額(円) | 割合(%) |
|----|--------|-------|-------------|-------|
| 公共 | 105 | 2.5 | 488,349,012 | 57.4 |
| 民間 | 4,148 | 97.5 | 361,893,922 | 42.6 |
| 計 | 4,253 | 100 | 850,242,934 | 100 |

(5) 契約件数及び配分金等の推移

| 年 度 | 実 績 契約件数 | 就 業 延べ人員 | 契 約 金 | | | |
|------------|-------------|-------------|-------------|------------|------------|-------------|
| | | | 配 分 金 | 事 務 費 | 材 料 費 | 合 計 |
| | | 人 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 平成21(2009) | 4,062 | 184,118 | 672,684,911 | 48,189,524 | 62,420,520 | 783,294,955 |
| 〃 22(2010) | 4,223 | 183,171 | 664,279,384 | 46,569,303 | 65,854,534 | 776,703,221 |
| 〃 23(2011) | 4,253 | 199,627 | 729,568,717 | 52,558,660 | 68,115,557 | 850,242,934 |

(6) シルバーワークプラザ

シルバー人材センターの事務所及び作業所等

| | |
|-------|----------------------------|
| 位 置 | 吹田市千里山松が丘26番23号 |
| 敷地面積 | 499.29㎡ |
| 建築面積 | 253.75㎡ |
| 延べ床面積 | 713.38㎡ |
| 構造・規模 | 鉄骨造3階建 |
| 内 容 | 事務所、作業所、会議室、印刷室、和室、相談室、その他 |
| 開 設 | 平成7年(1995年)4月 |

介護老人保健施設

高齢者社会に対応するために寝たきり等の高齢者に対し、医療ケアと生活サービスを実施する施設として平成2年度(1990年度)に実施設計を行い、同年11月に建設工事に着手、平成4年(1992年)2月に竣工した。老人保健法に基づき平成4年(1992年)6月10日開設したが、平成12年(2000年)4月1日からは、その設置根拠を介護保険法に移行した。

施設の概要

| | | |
|-------|----------------------|--------------|
| 位 置 | 片山町2丁目13番25号 | |
| 構造・規模 | 鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階地上5階建 | |
| 敷地面積 | 4,947.96㎡ | 延べ床面積 6,125㎡ |
| 事業費 | 6,024,087千円 | |

事業内容

1 施設サービス事業

比較的安定した病状に対する医療サービス
食事、入浴の介助等身の回りの看護・介護サービス
日常の生活動作を中心とした機能訓練
レクリエーション、行事等の日常生活に必要なサービス

2 居宅サービス事業

- (1) 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護
居宅サービス計画又は介護予防サービス計画に基づき、短期入所を行い、看護、医学的管理の下での介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行う。
- (2) 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション
居宅サービス計画又は介護予防サービス計画に基づき、通所により、心身機能の維持・回復、日常生活自立のための理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う。

3 利用定員

入 所 100人（短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護含む）
通 所 月曜日から土曜日40人、日曜日20人
事業実績 平成23年度(2011年度)

| 利 用 種 別 | 実利用者数(人) | 延べ利用者数(人) |
|--------------|----------|-----------|
| 施設（長期）入所サービス | 181 | 32,613 |
| 短期入所療養介護 | 67 | 901 |
| 通所リハビリテーション | 168 | 10,608 |

公害健康被害補償

昭和49年(1974年)11月30日、本市南部地域（面積9km²、地域内人口約10万人）が公害健康被害補償法による地域指定を受け、この法律に基づいて公害健康被害者の認定並びに補償を実施しているが、昭和63年(1988年)3月1日から同地域の指定が解除され、新規の認定はされないことになった。

1 認定状況

平成24年(2012年)4月1日現在(単位:人)

| 被認定者数 | 前年度比 増 減 | 転入者数 ① | 認 定 取 消 者 | | | |
|-------|-------------|-----------|-----------|-------|------|----|
| | | | 転出者数 | 治癒等者数 | 死亡者数 | 計② |
| 208 | -10 | 1 | 3 | 1 | 7 | 11 |

2 障害等級決定状況

平成24年(2012年)4月1日現在(単位:人)

| 障害等級 決定者数 | 等 級 | | | |
|--------------|-----|-----|-----|----|
| | 1 級 | 2 級 | 3 級 | 級外 |
| 208 | 3 | 41 | 136 | 28 |

3 公害健康被害被認定者に対する補償給付

- (1) 療 養 の 給 付 認定疾病の診療等について、その医療費を給付
- (2) 療 養 費 やむを得ない理由のため療養の給付を受けられなかったとき被認定者
に対し支給
- (3) 障 害 補 償 費 15歳以上の被認定者に対し、障害の程度に応じ、性・年齢区分によって
支給
- (4) 療 養 手 当 入院・通院に要する諸経費として、被認定者に対し、入院・通院日数の
区分に応じて支給
- (5) 遺 族 補 償 費 } 認定疾病に起因して死亡した被認定者の遺族等で、一定の要件を備えて
- (6) 遺族補償一時金 } いる者に支給
- (7) 葬 祭 料 }

4 医療費助成制度の創設

昭和63年(1988年)4月1日から、本市南部地域の大气汚染のより一層の改善が図られるまでの間、大气汚染の影響を受けたと推定される疾病にかかった被認定者に対し、医療費の一部を助成している。

医療費助成制度の認定状況

平成24年(2012年)4月1日現在(単位:人)

| 被認定者数 | 前年度比 増 減 (①-②) | 新 規 被認定者数 ① | 認 定 取 消 者 | | | | 計② |
|-------|----------------------|-------------------|-----------|-------|------|--------|----|
| | | | 転出者数 | 治癒等者数 | 死亡者数 | 他法適用者数 | |
| 310 | 12 | 34 | 2 | 20 | 0 | 0 | 22 |

5 公害保健福祉事業・公害健康被害予防事業

(1) ぜんそくキャンプ事業

空気のきれいな環境において保養することにより、健康の回復・保持及び増進を図ることを目的として市内在住の小学3年生から中学2年生の気管支ぜん息児童を対象に実施している。

| | |
|-------|---------------------------------|
| 区 分 | 15 歳 未 満 |
| 場 所 | 滋賀県高島市今津町 家族旅行村「ピラデスト今津」 |
| 期 間 | 平成23年(2011年)8月15日～8月17日 2泊3日 |
| 参 加 者 | 24人 |

(2) 家庭療養指導事業

公害健康被害被認定者の家庭を訪問し、日常生活の指導及び保健指導を実施している。

(単位：件)

| 区 分 | | 年 度 | | |
|----------|-----|----------------|----------------|----------------|
| | | 平成21 (2009) | 平成22 (2010) | 平成23 (2011) |
| 家庭訪問指導件数 | | 251 | 204 | 182 |
| 内 訳 | 1 級 | 4 | 3 | 3 |
| | 2 級 | 61 | 45 | 43 |
| | 3 級 | 172 | 146 | 126 |
| | 級外 | 14 | 10 | 10 |

(3) リハビリテーション事業

ア 水泳訓練指導

市内在住の気管支ぜん息の小学生を対象に水泳教室を実施している。

場 所 吹田市立片山市民プール

開催日 [前期] 平成23年(2011年)5月21日・28日、6月4日・18日・25日
[後期] 10月22日・29日、11月5日・12日・19日

参加者 延べ195人

イ 知識普及・訓練指導

医師による講演と個別相談などを内容とするぜん息教室を実施している。

・第1回 場 所 夢つながり未来館

開催日 平成23年(2011年)9月17日(土)

| | |
|----------|----------------------------|
| 対 象 | 市内在住の気管支ぜん息の児童の保護者 |
| 参加者 | 9人 |
| ・第2回 場 所 | メイシアター |
| 開催日 | 平成23年(2011年)11月26日(土) |
| 対 象 | 市内在住の気管支ぜん息、慢性気管支炎、肺気しゅの患者 |
| 参加者 | 36人 |

(4) インフルエンザ予防接種費用助成事業

インフルエンザ予防接種を受けた公害健康被害被認定者に対して、予防接種に係る費用の自己負担分を助成することにより、健康の保持を図ることを目的として実施している。

接種者 平成23年度(2011年度) 述べ87人

保 健

1 保健センター・保健センター南千里分館

市民の健康管理と保健知識の普及啓発のため、各種健康診査、予防接種、母子保健等の業務、生活習慣病予防等を目的とした健康教育、健康相談を行っている。

(1) 保健センター(総合福祉会館・保健会館との複合施設の3・4階の部分占有)

| | |
|-------|--------------------|
| 延べ床面積 | 2,876.6㎡ |
| 構造・規模 | 鉄筋コンクリート造地下1階地上5階建 |
| 開 設 | 昭和62年(1987年)4月1日 |
| 所 在 地 | 出口町19番2号 |

(2) 保健センター南千里分館(千里ニュータウンプラザの4階の部分占有)

| | |
|-------|--|
| 延べ床面積 | 734.12㎡ |
| 構造・規模 | 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造 地下2階塔屋1階地上8階建 |
| 開 設 | 平成24年(2012年)9月 |
| 所 在 地 | 津雲台1丁目2番1号 |

2 予防接種

(1) 定期接種

予防接種法に基づく予防接種を(社)吹田市医師会等に委託して実施している。

予防接種実施状況

(単位：人)

| 区分 年度 | BCG 接種者 | 二種混合 〔ジフテリア〕 破傷風 | 三種混合 〔ジフテリア〕 〔百日咳〕 破傷風 | 急性 灰白髄炎 | 日本脳炎 | 風しん | 麻しん (はしか) | 麻しん・ 風しん混合 | インフルエンザ (高齢者対象) |
|------------|------------|------------------------|---------------------------------|------------|--------|-----|--------------|---------------|--------------------|
| 平成21(2009) | 3,168 | 2,605 | 13,165 | 6,008 | 6,217 | 7 | 8 | 11,405 | 29,899 |
| 〃 22(2010) | 3,044 | 2,829 | 13,319 | 6,633 | 19,139 | 6 | 4 | 11,941 | 35,371 |
| 〃 23(2011) | 3,092 | 2,554 | 13,245 | 5,360 | 19,213 | 2 | 0 | 12,191 | 32,978 |

※平成18年(2006年)から麻しん・風しん混合ワクチン使用。

接種方法が第1期、第2期と2回接種法になる。

※平成19年(2007年)からBCGは予防接種法に改正。

※平成20年(2008年)から麻しん・風しん予防接種第3期、第4期が、時限措置として開始。

(平成24年度(2012年度)まで)

※平成22年(2010年)日本脳炎定期予防接種の第2期の対象年齢で、第1期未完了の人に第1期として特例措置がとられる。

※平成23年(2011年)日本脳炎定期予防接種の機会を逸したH7.6.1からH19.4.1までに生まれた人を特例対象者とし、第1期及び第2期の接種が可能となる。

・麻しん、風しん混合4期については、修学旅行等の学校行事として海外に行く高校2年生に接種した。

(2) 任意接種

子宮頸がん予防・インフルエンザ菌b型(ヒブ)・小児用肺炎球菌ワクチンは、予防接種法に基づかない任意の予防接種であるが、平成23年(2011年)2月より、子宮頸がん予防等ワクチン接種事業として実施する。

(単位：件)

| 区分 年度 | 子宮頸がん予防 | インフルエンザ菌b型(ヒブ) | 小児用肺炎球菌 |
|------------|---------|----------------|---------|
| 平成22(2010) | 842 | 1,936 | 2,324 |
| 〃 23(2011) | 11,123 | 10,665 | 11,914 |

新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種については平成23年(2011年)は実施せず。

3 健康診査（母子）

母子保健法に基づいて、妊娠から就学までの健康診査や保健相談等の事業を実施している。

(1) 妊婦健康診査

妊婦に対して受診票を交付し、委託医療機関にて健診を行い、妊婦の健康管理の向上を図る。

(単位：人)

| 区 分 年 度 | 受 診 者 数 | 結 果 | | B型肝炎検査 |
|------------|------------|---------|-----------|-------------|
| | | 異 常 な し | 異常及び異常の疑い | H B S 抗原陽性者 |
| 平成21(2009) | (延べ)34,373 | 33,289 | 1,084 | 7 |
| 〃 22(2010) | (延べ)33,743 | 32,506 | 1,229 | 6 |
| 〃 23(2011) | (延べ)33,952 | 32,837 | 1,115 | 8 |

※平成20年度(2008年度)6月から、公費負担回数を1回から6回に拡充した。

※平成21年度(2009年度)から、公費負担回数を6回から14回に拡充するとともに一部助産院での受診や里帰り出産等で府外の医療機関で受診した妊婦健診の償還払いも可能とした。

(2) 乳児一般健康診査、乳児後期健康診査

1歳未満の乳児に対し委託医療機関にて健診を行い、必要に応じて適切な指導を行う。

乳児一般健康診査

(単位：人)

| 区 分 年 度 | 受 診 児 数 | 結 果 | |
|------------|---------|---------|-----------|
| | | 異 常 な し | 異常及び異常の疑い |
| 平成21(2009) | 2,605 | 2,448 | 157 |
| 〃 22(2010) | 2,535 | 2,377 | 158 |
| 〃 23(2011) | 2,564 | 2,353 | 211 |

乳児後期健康診査

(単位：人)

| 区 分 年 度 | 受 診 児 数 | 結 果 | |
|------------|---------|---------|-----------|
| | | 異 常 な し | 異常及び異常の疑い |
| 平成21(2009) | 3,037 | 2,730 | 307 |
| 〃 22(2010) | 3,055 | 2,767 | 288 |
| 〃 23(2011) | 2,992 | 2,729 | 263 |

(3) 4か月児健康診査

4か月になる乳児に対し、個別通知をし委託医療機関にて健康診査を実施している。また、栄養・発達・生活リズム等についての保健指導やグループワーク、交流会を通じ育児不安の解消、健全な子育てができるよう保健指導事業としてすくすく赤ちゃんクラブを実施している。

4か月児健康診査

(単位：人)

| 年 度 | 区 分 | 対 象 児 数 | 受 診 児 数 | 結 果 (重複あり) | | | | | |
|------------|-----|------------|------------|------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | | | 異常なし | 要経観 | 要精検 | 要治療 | 治療中 | 要指導 |
| 平成21(2009) | | 3,162 | 3,060 | 2,631 | 242 | 23 | 41 | 116 | 7 |
| " 22(2010) | | 3,104 | 3,028 | 2,675 | 218 | 22 | 27 | 101 | 12 |
| " 23(2011) | | 3,170 | 3,073 | 2,698 | 245 | 24 | 25 | 118 | 4 |

保健指導事業 (すくすく赤ちゃんクラブ)

| 年 度 | 区 分 | 実 施 回 数(回) | 対 象 者 数(人) | 来 所 者 数(人) |
|------------|-----|------------|------------|------------|
| | | | | |
| 平成21(2009) | | 69 | 3,162 | 1,514 |
| " 22(2010) | | 78 | 3,104 | 1,526 |
| " 23(2011) | | 83 | 3,170 | 1,562 |

(4) 1歳6か月児健康診査

1歳6か月から2歳を超えない幼児を対象に、計測、診察、歯科診察・相談、発達相談、栄養相談、保健相談、歯科保健指導等を内容とした健康診査を実施している。

なお、内科健診については、個別・集団併用方式で実施している。

(単位：人)

| 区 分 | | 年 度 | 平成21 (2009) | 平成22 (2010) | 平成23 (2011) |
|------------------------------|---------------------|------------------|----------------|----------------|----------------|
| | | 一 般 健 診 | 対 象 児 数 | 3,215 | 3,287 |
| | 内 科 健 診 受 診 児 数 | 3,080 | 3,188 | 3,120 | |
| 結 果 (重 複 あ り) | 異 常 な し | 2,761 | 2,819 | 2,716 | |
| | 要 経 観 | 149 | 202 | 181 | |
| | 要 精 検 | 29 | 43 | 29 | |
| | 要 治 療 | 8 | 17 | 15 | |
| | 治 療 中 | 76 | 86 | 72 | |
| | 要 指 導 | 1,637 | 1,713 | 1,655 | |
| | 歯 科 受 診 児 数 | 2,939 | 3,052 | 3,037 | |
| 結 果 (重 複 あ り) | 要観察歯を有する児 (C0) | 76 | 73 | 59 | |
| | むし歯を有する児 (C1～C4) | 41 | 60 | 49 | |
| | カリオスタット ハイリスク児 | 868 | 895 | 802 | |

(注) カリオスタットハイリスク…むし歯になる危険度が高い

(5) 3歳児健康診査

3歳児を対象に、尿検査、計測、診察、歯科診察・相談、発達相談、保健相談、栄養相談、歯科保健指導等を内容とした健康診査を実施している。

なお、内科健診については、原則個別方式で実施している。

(単位：人)

| 区 分 | | 年 度 | 平成21 (2009) | 平成22 (2010) | 平成23 (2011) | |
|------------------|-----------------|---------------------|----------------|----------------|----------------|-------|
| 一 般 健 診 | 対 象 児 数 | | 3,350 | 3,236 | 3,263 | |
| | 内 科 健 診 受 診 児 数 | | 2,961 | 2,826 | 2,878 | |
| | 結 果 (重複あり) | 異 常 な し | | 2,753 | 2,635 | 2,473 |
| | | 要 経 観 | | 110 | 114 | 129 |
| | | 要 精 検 | | 22 | 21 | 27 |
| | | 要 治 療 | | 4 | 8 | 0 |
| | | 治 療 中 | | 48 | 48 | 39 |
| 要 指 導 | | 935 | 978 | 939 | | |
| 歯 科 健 診 | 歯 科 受 診 児 数 | | 2,554 | 2,507 | 2,576 | |
| | 結 果 (重複あり) | 要観察歯を有する児 (C0) | 154 | 110 | 125 | |
| | | むし歯を有する児 (C1~C4) | 473 | 452 | 436 | |
| | | カリオスタット ハイリスク児 | 846 | 837 | 749 | |

(6) 3歳児視聴覚検診（二次検診）

3歳児健康診査を受診した保護者に簡易な視聴覚検査を行ってもらい、その結果とアンケートから必要な幼児に対し、耳鼻科・眼科の二次検診を実施している。

(単位：人)

| 年 度 | 区 分 | ア ン ケ ー ト 結 果 | | | | 二 次 検 診 結 果 | | | | |
|----------------|------|---------------|------------|------------|-----|-------------------|------------|-----|-----|-----|
| | | 回収数 | 異 常 な し | 要二次 検 診 | 治療中 | 二次検 診受診 児 数 | 異 常 な し | 要治療 | 要精検 | 要経観 |
| 平成21 (2009) | 視力検診 | 2,961 | 2,636 | 291 | 34 | 139 | 83 | 7 | 21 | 28 |
| | 聴覚検診 | 2,961 | 2,905 | 31 | 25 | 11 | 5 | 2 | 0 | 4 |
| " 22 (2010) | 視力検診 | 2,826 | 2,486 | 315 | 25 | 117 | 63 | 20 | 12 | 22 |
| | 聴覚検診 | 2,826 | 2,784 | 15 | 27 | 8 | 5 | 1 | 0 | 2 |
| " 23 (2011) | 視力検診 | 2,878 | 2,540 | 312 | 26 | 121 | 47 | 11 | 25 | 38 |
| | 聴覚検診 | 2,878 | 2,841 | 12 | 25 | 5 | 2 | 2 | 0 | 1 |

(7) 経過観察健診（二次健診）

各種、乳幼児健康診査、健康相談の結果、経過観察を必要とする乳幼児に対し、専門医師や発達指導員による健診・相談を行っている。

(単位：人)

| 年 度 | 区 分 | 対象児数 | 受診児数 | 結 果 (重複あり) | | | | |
|------------|-----|-------|-------|------------|-------|-------|-------|-------|
| | | | | 異常なし | 要 経 観 | 他機関紹介 | 要 医 療 | そ の 他 |
| 平成21(2009) | | 1,462 | 1,170 | 248 | 630 | 292 | 30 | 184 |
| " 22(2010) | | 1,560 | 1,259 | 244 | 760 | 325 | 49 | 233 |
| " 23(2011) | | 1,587 | 1,207 | 265 | 812 | 309 | 21 | 276 |

(8) 2歳6か月児歯科健康診査

2歳6か月児を対象に歯科診察、歯科保健指導、カリエスタット検査等を内容とした歯科健康診査を実施している。

(単位：人、件)

| 年 度 | 区 分 | 対 象 児 数 | 受 診 児 数 | 結 果 (重複あり) | | | | | | |
|------------|-----|---------|---------|---------------|-----------------|---------------|---------|------|------|-----|
| | | | | 要観察歯を有する児(C0) | むし歯を有する児(C1~C4) | カリエスタットハイリスク児 | 指 導 件 数 | | | |
| | | | | | | | 指しゃぶり | 歯列咬合 | 歯の異常 | その他 |
| 平成21(2009) | | 3,253 | 2,508 | 90 | 161 | 747 | 652 | 359 | 140 | 120 |
| " 22(2010) | | 3,209 | 2,578 | 90 | 156 | 778 | 686 | 383 | 133 | 139 |
| " 23(2011) | | 3,296 | 2,618 | 93 | 167 | 770 | 587 | 381 | 115 | 98 |

(9) 1歳6か月児、2歳6か月児、3歳児歯科健康診査フォロー事業

1歳6か月児、2歳6か月児、3歳児健康診査において、要フォローと判定された幼児を対象に口腔内観察、歯科相談、歯科保健指導を内容とした歯科健康診査フォロー事業を行っている。

(単位：人)

| 年 度 | 区 分 | 1歳6か月児歯科健康診査フォロー | | 2歳6か月児歯科健康診査フォロー | | 3歳児歯科健康診査フォロー | |
|------------|-----|------------------|------|------------------|------|---------------|------|
| | | 対象児数 | 受診児数 | 対象児数 | 受診児数 | 対象児数 | 受診児数 |
| 平成21(2009) | | 934 | 446 | 861 | 383 | 694 | 222 |
| " 22(2010) | | 998 | 477 | 909 | 425 | 729 | 242 |
| " 23(2011) | | 870 | 404 | 866 | 373 | 674 | 221 |

(10) 6歳臼歯健康診査

満6歳の幼児を対象に歯科健診、歯科保健指導を(社)吹田市歯科医師会に委託して実施している。

(単位：人)

| 年 度 | 区 分 | 対象児数 | 受診児数 |
|------------|-----|-------|-------|
| 平成21(2009) | | 3,424 | 2,182 |
| " 22(2010) | | 3,450 | 2,397 |
| " 23(2011) | | 3,277 | 2,156 |

(1) 妊婦歯科健康診査

妊婦を対象に歯科健診、歯科保健指導を(社)吹田市歯科医師会に委託して実施している。

(単位：人)

| 年 度 | 区 分 | 対象者数 | 受診者数 |
|------------|-----|-------|-------|
| 平成21(2009) | | 3,370 | 966 |
| " 22(2010) | | 3,316 | 1,191 |
| " 23(2011) | | 3,323 | 1,202 |

4 結核検診

(単位：人)

| 年度 | 平成21(2009) | 平成22(2010) | 平成23(2011) |
|------|------------|------------|------------|
| 受診者 | 19,069 | 17,881 | 18,752 |
| 正常者 | 18,634 | 17,448 | 18,380 |
| 要精検者 | 435 | 433 | 372 |

※平成20年度(2008年度)から、対象年齢を65歳以上に変更して実施。

5 健康診査(成人)

生活習慣病予防のための各種健康診査事業(30歳代健康診査・胃がん検診・子宮がん検診・乳がん検診・肺がん検診・大腸がん検診等)を実施している。

(1) 30歳代健康診査(生活習慣病予防健康診査)

30歳以上40歳未満の市民及び40歳以上の生活保護受給者、(40歳以上74歳以下の国民健康保険年度途中加入者については、平成22年度(2010年度)から国保健康診査として実施。)、(社)吹田市医師会に委託し、実施している。内容としては、問診・身体計測(身長・体重・腹囲)・血圧・検尿・理学的検査・血液検査等で医師の判断において心電図・眼底検査を行う。

(単位：人)

| 年 度 | 区 分 | 受診者数 |
|------------|-----|-------|
| 平成21(2009) | | 6,073 |
| " 22(2010) | | 5,510 |
| " 23(2011) | | 5,034 |

(2) B型・C型肝炎ウイルス検診

満40歳の市民と昭和7年（1932年）以降生まれの41歳以上で当該検診未受診の人、昭和6年（1931年）以前生まれの人で過去に肝機能異常を指摘された人、広範な外科的処置や輸血などを受けたことのある人、又は妊娠分娩時に多量に出血したことのある人で、定期的に肝機能検査を受けていない人を対象に(社)吹田市医師会に委託して、実施している。

※平成24年度から、名称を「B型・C型肝炎ウイルス検診」に変更。

(単位：人)

| 年度 | 区分 | 受診者 | | 異常なし | 要精検者数 |
|------------|------|-------|------|-------|-------|
| | | (C型) | (B型) | | |
| 平成21(2009) | (C型) | 2,523 | | 2,512 | 11 |
| | (B型) | 2,523 | | 2,498 | 25 |
| " 22(2010) | (C型) | 2,068 | | 2,061 | 7 |
| | (B型) | 2,068 | | 2,057 | 11 |
| " 23(2011) | (C型) | 2,064 | | 2,051 | 13 |
| | (B型) | 2,064 | | 2,050 | 14 |

※C型肝炎結果の異常なしと要精検者数の合計が受診者数と一致しないのは、HCV核酸増幅検査未受診者がいるため。

(3) 胃がん検診（X線法）

35歳以上の市民を対象に、保健センター及び休日急病診療所に検診車を派遣し、(財)大阪府保健医療財団に委託して実施している。

(単位：人)

| 年度 | 区分 | 受診者 | 要精密検査者 | がん発見者 |
|------------|-------|-----|--------|-------|
| | | | | |
| " 22(2010) | 2,765 | 255 | 4 | |
| " 23(2011) | 2,760 | 219 | 4 | |

(注) 検診料 500円

(4) ペプシノゲン胃検診

満40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳の市民を対象に(社)吹田市医師会に委託して、実施している。

※平成20年度（2008年度）から、名称をペプシノゲン胃検診に変更した。

(単位：人)

| 年度 | 区分 | 受診者 | 要精密検査者 | がん発見者 |
|------------|-------|-----|--------|-------|
| | | | | |
| " 22(2010) | 2,185 | 372 | 2 | |
| " 23(2011) | 2,259 | 399 | 6 | |

(注) 検診料 300円

(5) 子宮がん検診

20歳以上の女性を対象に、問診・内診・細胞診の検査を(社)吹田市医師会に委託して実施している。

(単位：人)

| 年度 | 区分 | 受診者 | 要精密検査者 | がん発見者 |
|------------|------|------------|--------|-------|
| 平成21(2009) | (頸部) | 12,925 | 143 | 19 |
| | (体部) | 1,784 (再掲) | 22 | 2 |
| " 22(2010) | (頸部) | 14,140 | 155 | 15 |
| | (体部) | 1,991 (再掲) | 27 | 3 |
| " 23(2011) | (頸部) | 13,626 | 282 | 10 |
| | (体部) | 2,079 (再掲) | 45 | 3 |

(注) 検診料 400円 (ただし体部がんを実施した場合は800円)

(6) 乳がん検診

30歳以上39歳以下の女性を対象に視触診検査を、40歳以上の女性を対象に視触診検査及びマンモグラフィ検査を(社)吹田市医師会に委託して実施している。

(単位：人)

| 年 度 | 区 分 | 受 診 者 | 要精密検査者 | が ん 発 見 者 |
|------------|--------------|--------|--------|-----------|
| 平成21(2009) | 30～39歳視触診のみ | 3,289 | 181 | 0 |
| | 40歳以上マンモ併用検診 | 8,393 | 674 | 17 |
| " 22(2010) | 30～39歳視触診のみ | 3,229 | 143 | 2 |
| | 40歳以上マンモ併用検診 | 10,561 | 949 | 21 |
| " 23(2011) | 30～39歳視触診のみ | 2,891 | 144 | 1 |
| | 40歳以上マンモ併用検診 | 9,827 | 746 | 21 |

(注) 検診料 視触診のみ (30～39歳) 100円

マンモグラフィ併用検診 (40歳以上) 1,000円

(7) 子宮頸がん・乳がん検診推進事業

平成21年度(2009年度)から、受診率の向上並びにがんの早期発見と正しい健康意識の普及及び啓発を図ることを目的に、特定の年齢の女性を対象に「女性のためのがん検診手帳」と「子宮頸がん・乳がん検診無料クーポン券」を送付している。

(対象) 当該年度4月1日現在で下記の年齢の女性

子宮頸がん 20、25、30、35、40歳

乳がん 40、45、50、55、60歳

(単位：人)

| 区分 | | 年度 | | |
|-----------|------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | | 平成21 (2009) | 平成22 (2010) | 平成23 (2011) |
| 子宮 頸がん | 対象者数 | 12,767 | 12,406 | 11,962 |
| | 受診者数 | 2,426 ※ (41) | 2,403 ※ (50) | 2,176 ※ (25) |
| | 受診率 | 19.0 | 19.4 | 18.2 |
| 乳がん | 対象者数 | 12,961 | 12,970 | 12,580 |
| | 受診者数 | 2,727 ※ (91) | 2,330 ※ (72) | 2,406 ※ (39) |
| | 受診率 | 21.0 | 18.0 | 19.1 |

※ () 内は償還払い利用者数(再掲)

(8) 肺がん検診

40歳以上の市民を対象に、(社)吹田市医師会及び(財)大阪府保健医療財団に委託して実施している。検診内容は問診・胸部X線、喀痰細胞診検査(必要な者のみ)

(注) 必要な者とは、ア 喫煙指数(1日喫煙本数×喫煙年数)600以上の者

イ 6か月以内に血痰の出た者

(単位：人)

| 年度 | 区分 | 受診者 | | |
|------------|----|--------|-------|----|
| | | 要精密検査者 | がん発見者 | |
| 平成21(2009) | | 16,510 | 467 | 10 |
| " 22(2010) | | 16,569 | 508 | 14 |
| " 23(2011) | | 18,055 | 476 | 1 |

(注) 検診料 300円(ただし、喀痰検査については500円)

(9) 大腸がん検診

40歳以上の市民を対象に、問診・便潜血反応検査(2日法)を(社)吹田市医師会及び(財)大阪府保健医療財団に委託して実施している。

(単位：人)

| 年度 | 区分 | 受診者 | | |
|------------|----|--------|-------|----|
| | | 要精密検査者 | がん発見者 | |
| 平成21(2009) | | 19,819 | 1,563 | 98 |
| " 22(2010) | | 20,236 | 1,472 | 88 |
| " 23(2011) | | 22,644 | 1,624 | 67 |

(注) 検診料 300円

(10) 成人歯科健康診査

30歳以上の市民を対象に、歯科疾患の早期発見予防のための歯科健診を(社)吹田市歯科医師会に委託して実施している。(15歳以上の障がい者にも実施)

(単位：人)

| 年度 | 区分 | 受診者数 | 異常なし | 要指導 | 要治療 | 要観察 |
|------------|----|--------|-------|-----|--------|-------|
| 平成21(2009) | | 22,096 | 2,599 | 684 | 17,032 | 1,781 |
| " 22(2010) | | 23,445 | 2,638 | 729 | 18,000 | 2,078 |
| " 23(2011) | | 24,291 | 2,425 | 729 | 18,978 | 2,159 |

(11) 在宅寝たきり高齢者等訪問歯科事業

おおむね65歳以上の人で在宅で寝たきりの状態にある人、又はこれに準ずる状態にある人で通院できない人等を対象に、歯科医師、歯科衛生士が自宅に訪問し、口腔内診査を実施している。

(単位：人)

| 年度 | 区分 | 訪問歯科健康診査 | | | | |
|------------|----|----------|------|-----|-----|-----|
| | | 受診者数 | 異常なし | 要指導 | 要治療 | 要観察 |
| 平成21(2009) | | 246 | 6 | 35 | 167 | 38 |
| " 22(2010) | | 280 | 13 | 33 | 190 | 44 |
| " 23(2011) | | 304 | 16 | 34 | 203 | 51 |

※平成19年度(2007年度)からは申込みを(社)吹田市歯科医師会又は市内協力歯科医院で行う方法に変更して実施している。

(12) 骨粗しょう症検診

20歳以上5歳節目の市民を対象に、MD法、DXA法、超音波法のいずれかによる骨量の測定検査を(社)吹田市医師会に委託して実施している。

(単位：人)

| 年度 | 区分 | 受診者数 | 異常なし | 要指導 | 要精検 |
|------------|----|-------|-------|-------|-----|
| 平成21(2009) | | 3,877 | 2,324 | 985 | 568 |
| " 22(2010) | | 3,890 | 2,224 | 1,034 | 632 |
| " 23(2011) | | 4,292 | 2,330 | 1,257 | 705 |

(注) 検診料 1,000円

※平成19年度(2007年度)から、対象年齢を30歳以上から、20歳以上の5歳節目に引き下げて実施。

(13) 聴力検診

50歳以上70歳以下(5歳節目)の市民を対象に聴力低下の原因となる疾病や障がいの早期発見、早期治療を目的に実施している。

(単位：人)

| 年度 | 区分 | 受診者 | 異常なし | 異常あり (疑い含む) |
|------------|----|-----|------|----------------|
| 平成21(2009) | | 292 | 167 | 125 |
| " 22(2010) | | 284 | 143 | 141 |
| " 23(2011) | | 374 | 192 | 182 |

(14) 健康長寿健診

後期高齢者医療健康診査受診者を対象に(社)吹田市医師会に委記して実施している。

(単位：人)

| 年 度 | 区 分 | 受診者 |
|------------|-----|--------|
| 平成21(2009) | | 9,977 |
| 〃 22(2010) | | 10,885 |
| 〃 23(2011) | | 11,411 |

(15) 前立腺がん検診

平成22年(2010年)4月から50歳以上の男性を対象に問診・P S A検査を(社)吹田医師会に委託して実施している。

(単位：人・%)

| 年度 | | 平成22(2010) | 平成23(2011) |
|------------------|---------------|------------|------------|
| 区分 | | | |
| 対 象 者 数 | | 60,814 | 61,270 |
| 受 診 者 数 | | 7,589 | 8,380 |
| 受 診 率 | | 12.5 | 13.7 |
| 要 精 検 者 数 | | 794 | 576 |
| 要 精 検 率 | | 10.5 | 6.9 |
| 精 検 結 果 | 異 常 な し | 123 | 100 |
| | が ん 以 外 の 疾 患 | 181 | 107 |
| | が がん | 135 | 63 |
| | 経 過 観 察 | 122 | 85 |
| | 未 受 診 者 数 | 233 | 221 |

(注) 検診料 500円

6 保健指導

市民の保健知識の普及啓発と健康管理のため、健康教育・健康相談・訪問指導等を通じての保健指導活動を行っている。

(1) 健康教育

次の事業を開催し、母子保健・生活習慣病予防・健康増進等に関する正しい知識の普及を図っている。

平成23年度(2011年度)実績

(単位：回数、人)

| 事業名 | 開催数 | 延べ利用者数 | 事業名 | 開催数 | 延べ利用者数 |
|-------------------|-----|--------|-------------------|-----|--------|
| 市民健康教室 | 3 | 155 | レッツチャレンジ生活習慣病予防教室 | 12 | 267 |
| 乳がん予防教室 | 28 | 280 | 地区保健活動推進事業 | 132 | 2,403 |
| 骨粗しょう症予防教室 | 2 | 71 | 歯と歯ぐきの健康教室 | 2 | 43 |
| 循環器病予防講演会 | 2 | 169 | 妊婦(両親)教室 妊婦・出産編 | 36 | 948 |
| 内臓脂肪解消セミナーオプション講座 | 72 | 745 | 妊婦(両親)教室 育児編 | 12 | 719 |
| 特定保健指導フォローアップ事業 | 14 | 273 | 育児相談会 | 69 | 868 |
| 健康づくり実践教室 | 1 | 60 | 育児教室 | 990 | 11,839 |
| がん予防啓発キャンペーン | 8 | 956 | 離乳食講習会 | 48 | 1,157 |
| 禁煙対策特別企画展 | 1 | 173 | 口腔ケア実践講座 | 6 | 112 |
| みんなの健康展 | 1 | 250 | 地区母子保健活動推進事業 | 81 | 1,140 |

(2) 健康相談

下記の相談事業を保健センター等で行い、心身の健康に関する個別の指導と相談を行っている。

平成23年度(2011年度)実績

(単位：回数、人)

| 事業名 | 開催数 | 延べ利用者数 | 事業名 | 開催数 | 延べ利用者数 |
|--------|-----|--------|--------|-----|--------|
| 保健栄養相談 | 45 | 45 | 出張健康相談 | 60 | 462 |
| 健康電話相談 | 244 | 841 | | | |

(3) 特定保健指導

平成20年度(2008年度)から、吹田市国保健康診査(40歳から74歳の吹田市国保加入者を対象)等の受診者で動機付け支援、積極的支援と判定された人を対象に、メタボリックシンドロームの予防と解消のための特定保健指導を衛生部門請負型で実施している。(単位：人)

| 年度 | 区分 | 動機付け支援 | 積極的支援 | 計 |
|------------|-------------------|--------|-------|-----|
| 平成21(2009) | 内臓脂肪解消セミナー(年間32回) | 372 | 98 | 470 |
| | メタボリックシンドローム予防相談 | 47 | 7 | 54 |
| | 計 | 419 | 105 | 524 |
| " 22(2010) | 内臓脂肪解消セミナー(年間33回) | 514 | 82 | 596 |
| | メタボリックシンドローム予防相談 | 38 | 20 | 58 |
| | 計 | 552 | 102 | 654 |
| " 23(2011) | 内臓脂肪解消セミナー(年間36回) | 493 | 79 | 572 |
| | メタボリックシンドローム予防相談 | 39 | 19 | 58 |
| | 計 | 532 | 98 | 630 |

(4) 新生児訪問指導

妊産婦、新生児に対して保健師等が訪問し、指導を行っている。

(単位：人)

| 年 度 | 区 分 | 妊 産 婦 | | 新 生 児 | |
|------------|-------|-------|---------|-------|---------|
| | | 実 人 員 | 延 べ 人 員 | 実 人 員 | 延 べ 人 員 |
| 平成21(2009) | 保 健 師 | 347 | 365 | 31 | 39 |
| | 助 産 師 | 558 | 558 | 273 | 273 |
| | 計 | 905 | 923 | 304 | 312 |
| " 22(2010) | 保 健 師 | 487 | 520 | 39 | 42 |
| | 助 産 師 | 609 | 609 | 292 | 292 |
| | 計 | 1,096 | 1,129 | 331 | 334 |
| " 23(2011) | 保 健 師 | 434 | 523 | 47 | 56 |
| | 助 産 師 | 662 | 662 | 246 | 246 |
| | 計 | 1,096 | 1,185 | 293 | 302 |

乳幼児訪問指導

乳幼児の発育、栄養、生活環境、疾病予防等について保健師が訪問し、指導を行っている。

(単位：人)

| 年度 | 区分 | 乳児（新生児除く） | | 幼 児 | |
|------------|----|-----------|-------|-----|------|
| | | 実人数 | 延べ人数 | 実人数 | 延べ人数 |
| 平成21(2009) | | 659 | 768 | 251 | 304 |
| " 22(2010) | | 871 | 1,048 | 327 | 427 |
| " 23(2011) | | 840 | 1,016 | 410 | 685 |

未熟児訪問指導

※平成23年10月から大阪府からの一部（2,001g～2,499gで医療ケアを必要としない児）権限移譲を受け、未熟児に対して訪問を実施している。

平成23年(2011年)は実人数52人 延べ人数57人。

救急医療

本市では大阪府と協力して千里保健医療会館を昭和54年(1979年)8月に竣工させ、市民の休日における応急的医療を提供する吹田市立休日急病診療所は同年10月から診療を開始し、また、他の医療機関及び救急隊によって搬送される心筋梗塞、脳卒中、頭部損傷等の重篤な救急患者に救命医療を提供する大阪府立千里救命救急センターは同年12月から診療を開始した。なお、昭和57年(1982年)9月から開設した市立吹田市民病院は、救急患者に対応するために救急専門診療室を設けて診療を開始し、同年11月に救急告示病院としての認定を受けた。

大阪府立千里救命救急センターは、平成18年(2006年)4月に恩賜財団大阪府済生会千里病院に移管され、併設型救命救急センターとして開設された。

休日急病診療所

(1) 運営状況

診療開始日 昭和54年(1979年)10月7日

診療科目 内科、小児科、外科、歯科

診療日 日曜日、祝日、年末年始

診療受付時間 午前9時30分から午前11時30分まで

午後1時から午後4時30分まで

医療従事者 医師会、歯科医師会、薬剤師会の協力を得て、医師等が輪番で従事している。各休日の医療従事者は次のとおり(年末年始は必要に応じて増員する)

内科、小児科、外科医師 各1人 看護師 5人

歯科医師 1人 歯科衛生士 1人

薬剤師 2人 診療放射線技師 1人

(2) 受診状況

| 年 度 | 診療日数 (日) | 内 科 (人) | 小 児 科 (人) | 外 科 (人) | 歯 科 (人) | 計 (人) | 1日平均 (人) |
|------------|-------------|------------|--------------|------------|------------|----------|-------------|
| 平成21(2009) | 72 | 2,630 | 2,318 | 748 | 498 | 6,194 | 86.0 |
| 〃 22(2010) | 71 | 1,929 | 1,352 | 880 | 460 | 4,621 | 65.1 |
| 〃 23(2011) | 71 | 2,123 | 1,640 | 911 | 367 | 5,041 | 71.0 |